

九戸村
第三期子ども・子育て支援事業計画
(素案)

令和7年3月

岩手県九戸村

目 次

第1章 計画策定にあたって.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 他計画との関係.....	4
4 計画期間.....	5
5 計画の策定体制と住民意見の反映.....	5
6 県や近隣市町村との連携.....	6
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題.....	9
1 九戸村の概要.....	9
2 人口と子ども人口の状況.....	10
(1) 人口と子ども人口の推移.....	10
(2) 合計特殊出生率の推移.....	11
3 子育て家庭の状況.....	12
(1) 子育て世帯の推移.....	12
(2) 子育て世帯の子ども人数と主な保育者.....	13
4 就労状況.....	14
(1) 本村の就業率.....	14
(2) 母親の就労状況.....	15
5 子育て支援事業の提供体制と利用状況.....	20
(1) 子育て支援事業の提供体制.....	20
(2) 子育て支援事業の利用状況.....	21
6 施策の進捗評価.....	23
7 本村における課題の整理.....	25
第3章 計画の基本的な考え方.....	29
1 計画の基本理念.....	29
2 計画の基本視点.....	30
3 計画の基本目標等.....	31
4 施策の体系図.....	32
第4章 子ども・子育て支援の施策展開.....	35
1 教育・保育事業等の提供区域.....	35
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計.....	36
(1) 推計の手順.....	36
(2) 子ども人口の推計.....	37
(3) 家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出.....	38

(4) 教育・保育事業のニーズ量見込み	39
(5) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込み	40
3 施設型給付事業	41
(1) 教育施設（幼稚園、認定こども園）	41
(2) 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育施設）	42
(3) 認定こども園	43
4 地域型保育給付事業	43
(1) 小規模保育事業	43
(2) 家庭的保育事業	43
(3) 事業所内保育事業	44
(4) 居宅訪問型保育事業	44
5 相談支援事業	44
(1) 利用者支援事業	44
(2) 地域子育て支援拠点事業	44
6 訪問系事業	45
(1) 乳児家庭全戸訪問事業	45
(2) 養育支援訪問事業	46
(3) 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）【新規】	46
7 通所系事業	47
(1) 子育て短期支援事業	47
(2) 一時預かり事業	47
(3) 時間外保育事業	48
(4) 病児保育事業	48
(5) 児童育成支援拠点事業（子どもの居場所支援）【新規】	49
(6) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	49
8 その他事業	52
(1) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	52
(2) 妊婦健康診査	52
(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	53
(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	53
(5) 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）【新規】	53
(6) 妊婦等包括相談支援事業【新規】	54
(7) こども誰でも通園制度【新規】	54
(8) 産後ケア事業【新規】	54
9 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について	55
(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方	55
(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援	55
(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実	55

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携	55
10 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	56
第5章 次世代育成支援の施策展開	59
施策目標Ⅰ 地域における子育ての支援	59
施策目標Ⅱ 母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進	64
施策目標Ⅲ 職業生活と家庭生活との両立の推進	66
施策目標Ⅳ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	67
施策目標Ⅴ 要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進	69
施策目標Ⅵ 子育てを支援する生活環境の整備	71
施策目標Ⅶ 子ども等の安全の確保	73
第6章 計画の推進体制	77
1 計画の推進に向けた役割	77
(1) 行政の役割	77
(2) 家庭の役割	77
(3) 地域社会の役割	77
(4) 企業・職場の役割	78
(5) 各種団体の役割	78
2 計画の推進に向けた3つの連携	78
(1) 市町村内における関係者の連携と協働	78
(2) 近隣市町村との連携と協働	78
(3) 国・県との連携、関係部局間の連携と協働	79
3 計画の達成状況の点検・評価	79
資料編	83
1 幼児教育・保育の無償化について	83
(1) 幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯	83
(2) 幼児教育・保育の無償化の趣旨	83
(3) 無償化の対象者・対象範囲等	84
2 九戸村子ども・子育て会議条例	86

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、平成24年に「子ども・子育て支援法」をはじめとする『子ども・子育て関連3法』を成立させ、平成27年から、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や、質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。しかし、女性の就業率の上昇や、共働き家庭の増加を受け、待機児童の増加が問題となりました。

そのため、待機児童の解消を目指して、平成29年に「子育て安心プラン」が公表され、保育の受け皿を整備することとしました。また、平成29年に公表された「新しい経済政策パッケージ」では、幼児教育・保育の無償化を打ち出しました。

令和3年に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、「こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする」こととしています。

令和5年には、こども基本法が施行され、こども家庭庁が創設されました。また、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども家庭庁が施策推進の司令塔の役割を担うこととなり、子ども・子育て支援事業計画を含む、こども施策は、こども家庭庁に移管されました。

このような状況の中、九戸村（以降、「本村」という。）では、多様な保育・子育て支援ニーズに応え、こども・子育て支援施策を総合的、計画的に推進するため、子ども・子育て支援法に基づき、平成26年度に第一期、令和元年度に第二期の「九戸村子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

次なる5か年計画では、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針【改正案について】」、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方」等をもとに、第二期計画事業の適正な実施評価を行い、他の関連法等の実施計画との整合性を確保しながら、本村に住む子どもやその家族にとって「子どもの最善の利益」が実現される事業展開を目指すとともに、少子化対策を確実に実施できるように取り組むことが求められています。

これを踏まえて、本村では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を見直した上で、「九戸村子ども・子育て会議」における議論を通して、保育の受け皿の拡大と保育の質の確保及び提供体制の充実を盛り込んだ「第三期九戸村子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定し、本計画をもとに、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもに対し、各関連機関との連携・協働を図りながら、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施します。

【「子ども・子育て関連3法」の概要】

子ども・子育て支援法	認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための処置を講ずる。
認定こども園法の一部改正法	幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監査等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置付けを付与する。
子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関連法律の改正を実施する。

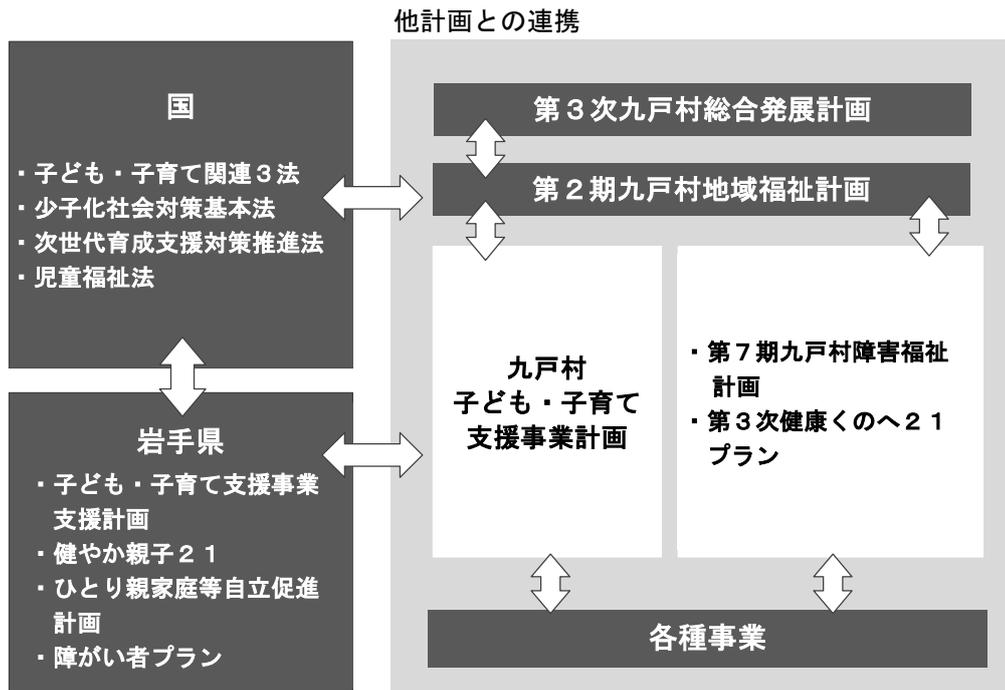
2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」にあたる計画です。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、県の「子ども・子育て支援事業計画」や、村の上位計画である「九戸村総合発展計画」及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」、「健康くのへ21プラン」など、村の各種関連計画との整合性を図っています。本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

3 他計画との関係

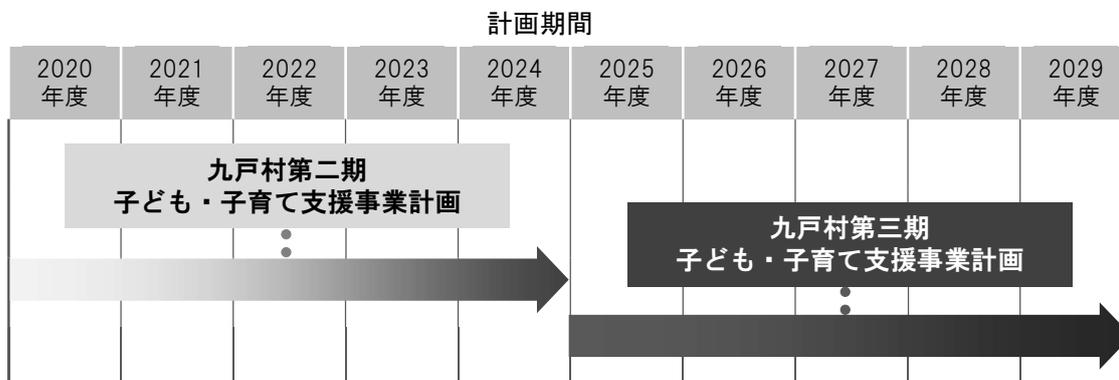
本計画の策定にあたっては、上位計画「第3次九戸村総合発展計画」のもと、関連する「第7期九戸村障害福祉計画」「第3次健康くのへ21プラン」との整合性を図りました。



4 計画期間

本計画の期間は、法律に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

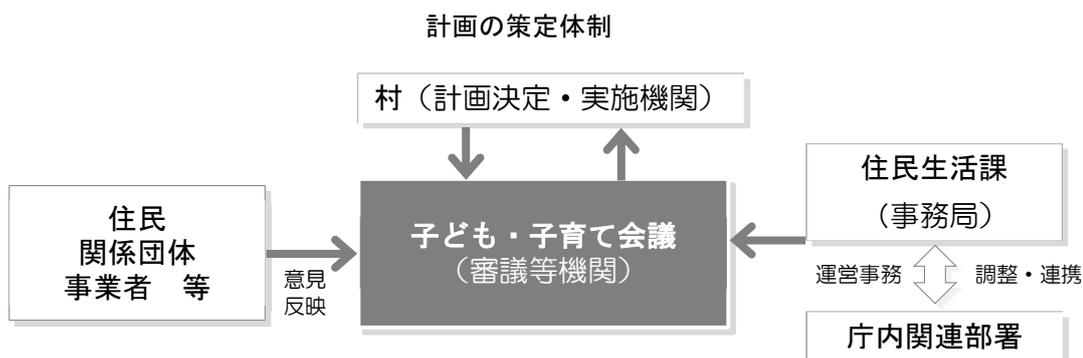
ただし、国や県の施策の動向、社会経済情勢の変化状況を見極めながら、必要に応じて見直しを行うものとします。



5 計画の策定体制と住民意見の反映

計画策定については、「九戸村子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に向けての事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

また、本村の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を実施しました。その調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に関する意向等を把握し、計画書に反映しました。



6 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、庁内の関係部署が県や近隣市町村と協議・調整を行いながら、村民のニーズに対応できるよう相互に連携を図りました。また、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて県が広域調整を行うこととなっていることから、恒常的な情報交換と必要な支援を受けるなど、県との連携を図りました。

子ども・子育て支援の実施にあたっては、村民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めました。

第2章

子ども・子育て支援の現状と課題

第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

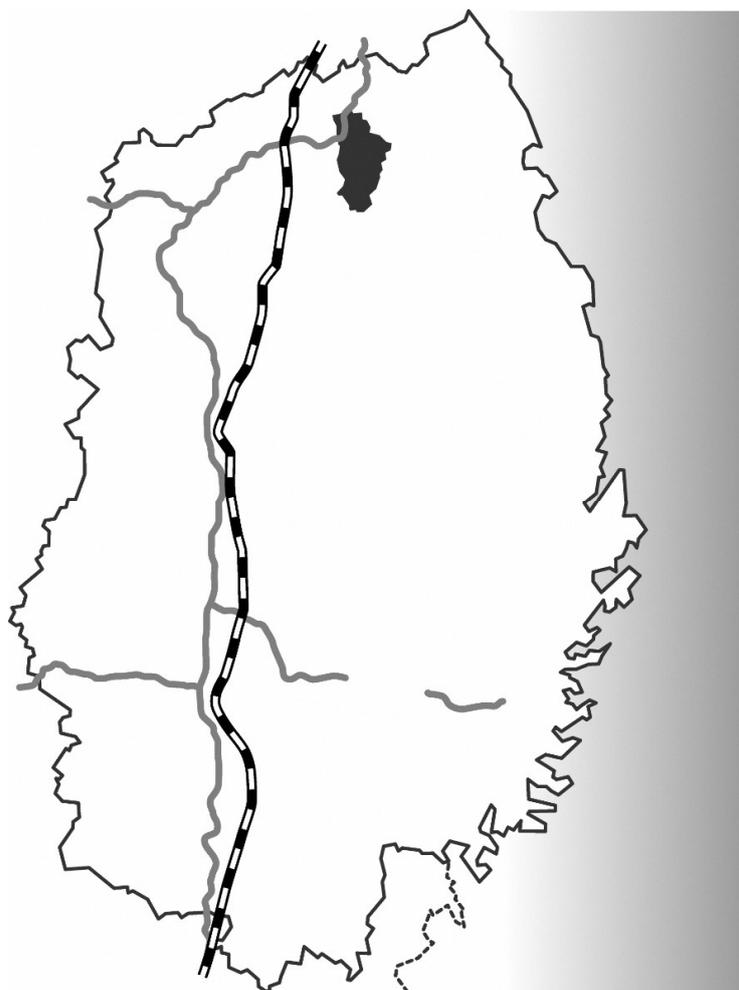
1 九戸村の概要

本村は、北上山系の最北端、岩手県の北部に位置し、県立馬仙狭・折爪岳自然公園折爪岳の麓、村を南北に縦断する瀬月内川の美しい自然景観に恵まれ、東は久慈市、南は葛巻町、西は一戸町と二戸市、北は軽米町に接する東西7km、南北19.4km、総面積134.05km²の農山村です。

降水量は、年平均1,000mm前後で比較的少なく、年平均気温8度前後と低く冷涼な気候です。交通や物資輸送は、本村には鉄道がないため道路網に頼っており、八戸自動車道九戸インターを基に村の中央を縦断する国道340号を基幹道路としながら、隣接市町村への道路整備が進められています。

基幹産業は農林畜産業ですが、これらを取り巻く情勢はきわめて厳しく、産業構造は第一次産業が減少し、他産業に移行する傾向にあります。農林業の停滞、過疎化、高齢化などの問題を抱えながら、「歴史と自然に調和する豊かで魅力ある村」の実現のため取り組んでいます。

九戸村の概要

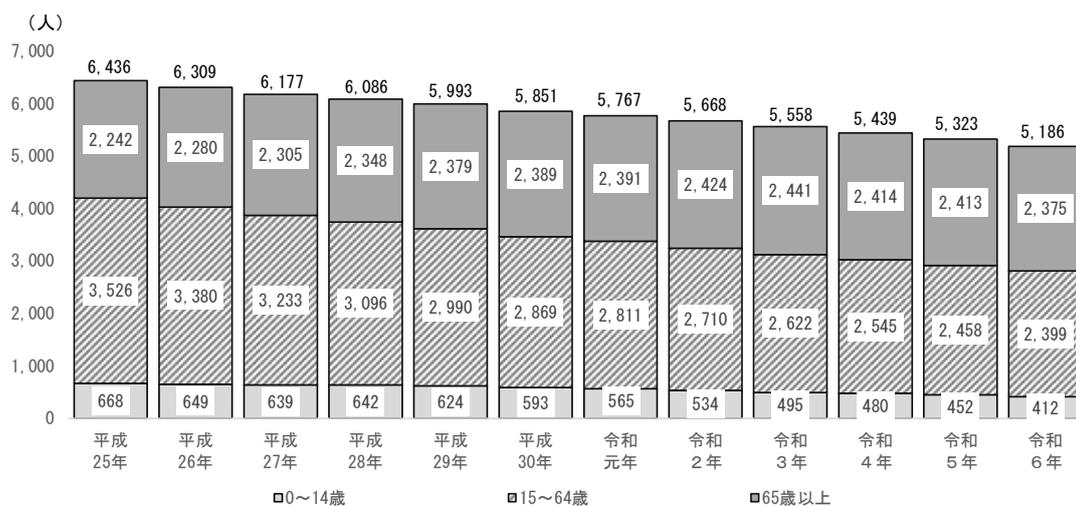


2 人口と子ども人口の状況

(1) 人口と子ども人口の推移

本村の人口は平成25年以降減少しています。3階級別人口で見ると、老年人口（65歳以上）は133人（5.9%）増加し、生産年齢人口（15～64歳）は1,127人（32.0%）、年少人口（0～14歳）は256人（38.3%）減少しています。

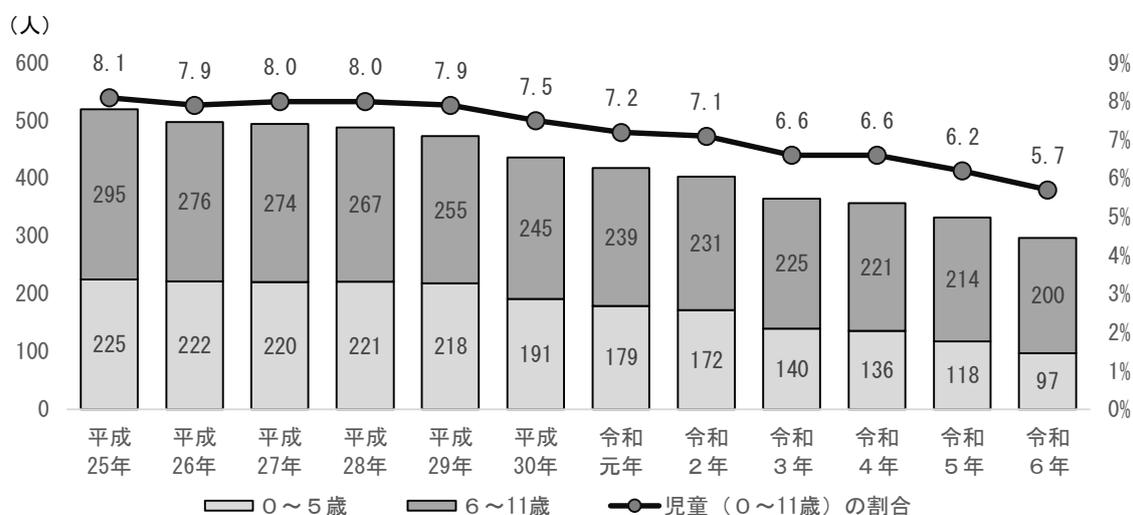
3階級別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

子ども人口（就学前児童及び小学生児童）もまた、平成25年以降0～5歳が128人（56.9%）、6～11歳が95人（32.2%）減少しています。また、総人口に対する児童（0～11歳）の割合は低下しています。

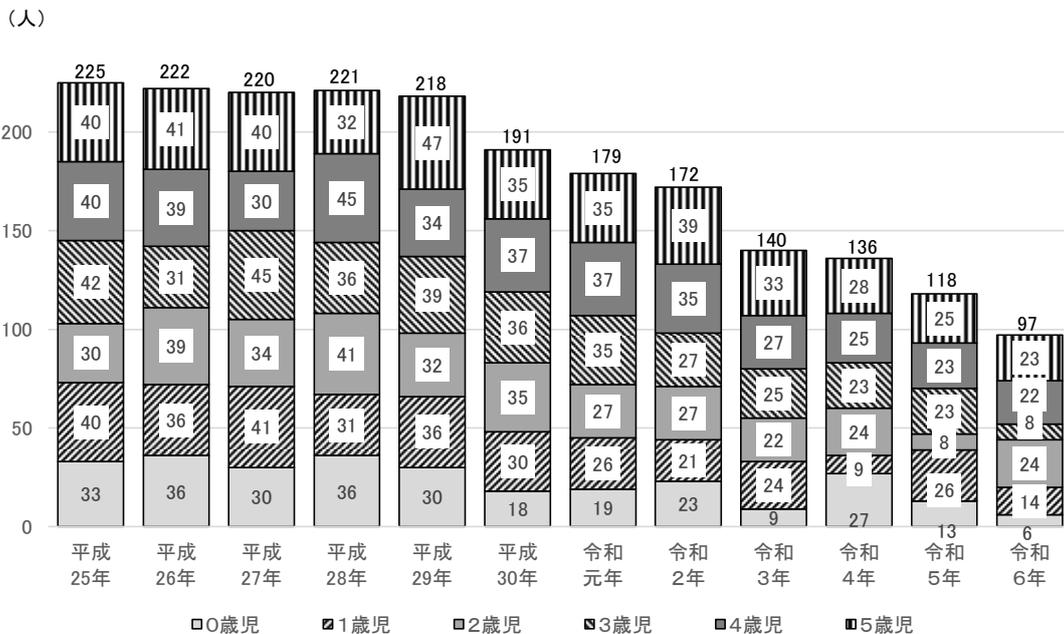
人口と子ども人口の推移



※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合 資料：住民基本台帳（各年3月31日）

さらに就学前児童（0～5歳）の1歳階級別人口推移をみると、平成25年から令和6年にかけて0歳児が27人（81.8%）、1歳児が26人（65.0%）、2歳児が6人（20.0%）、3歳児が34人（81.0%）、4歳児が18人（45.0%）、5歳児が17人（42.5%）の減少となっています。生産年齢人口（15～64歳）が減少していることも踏まえると、児童数は今後も減少していくものと見込まれます。

0～5歳児の人口推移

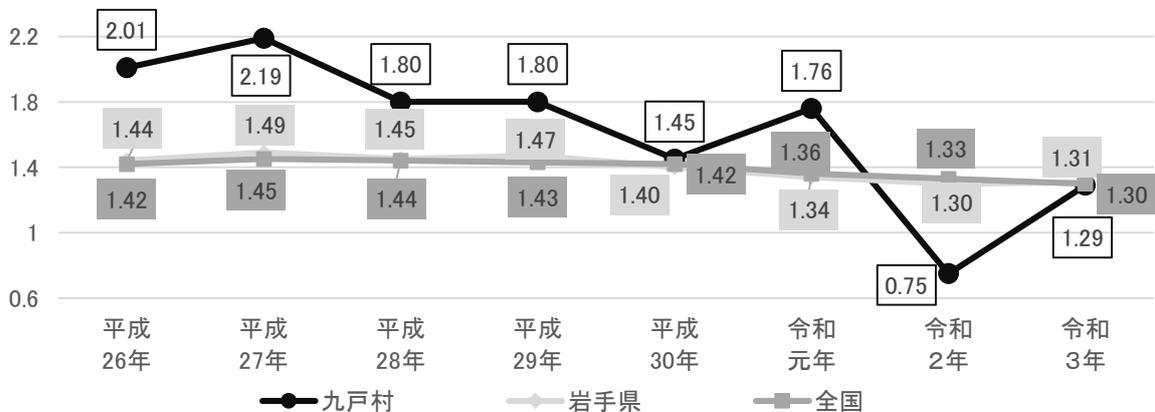


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

（2）合計特殊出生率の推移

本村の合計特殊出生率は、0.75から2.19の間で大きく変動しています。令和元年までは、全国及び岩手県を上回っています。

合計特殊出生率の推移

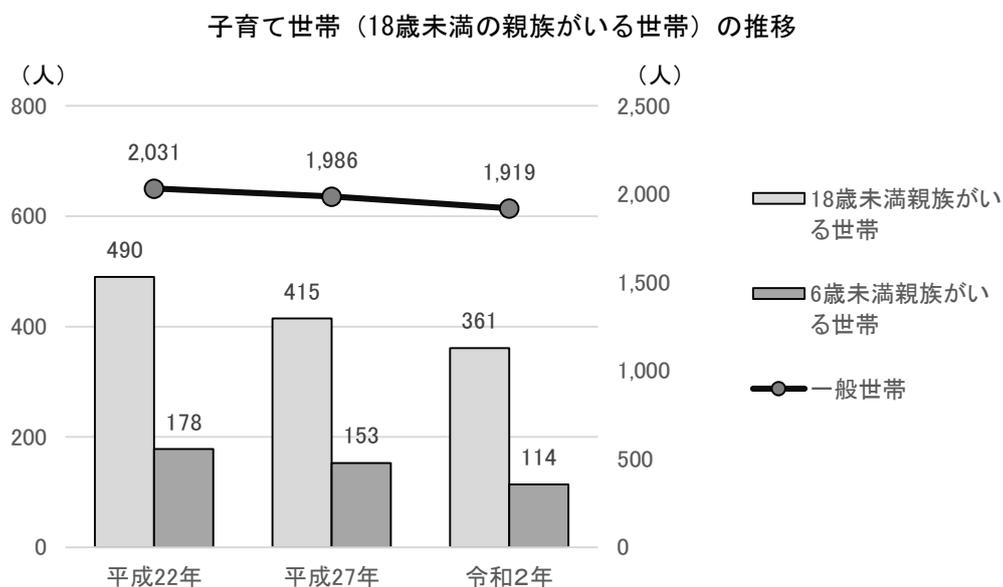


資料：岩手県の人口動態統計

3 子育て家庭の状況

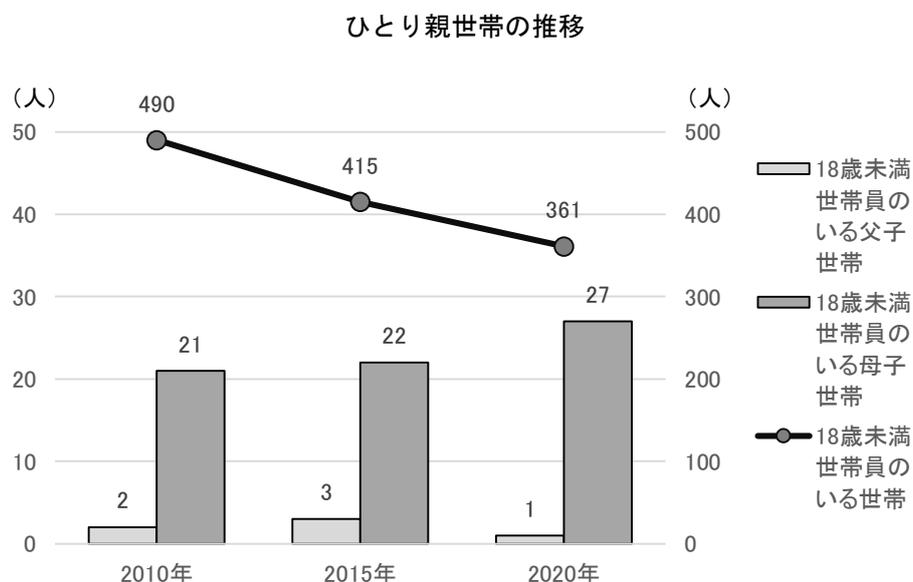
(1) 子育て世帯の推移

平成22年から令和2年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯はともに減少しています。



資料：国勢調査（各年10月）

また、ひとり親世帯の推移をみると、母子世帯は増加し、父子世帯は減少しています。

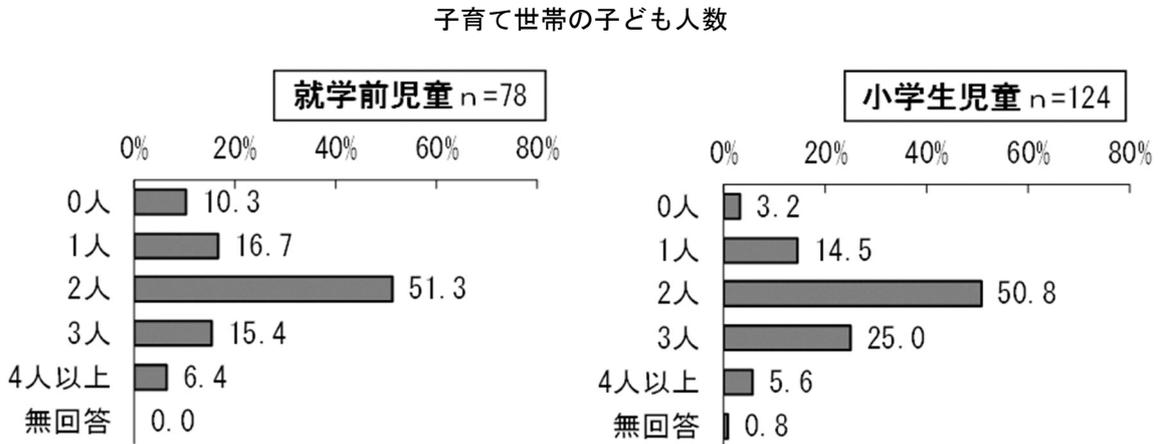


資料：国勢調査（各年10月）

(2) 子育て世帯の子ども人数と主な保育者

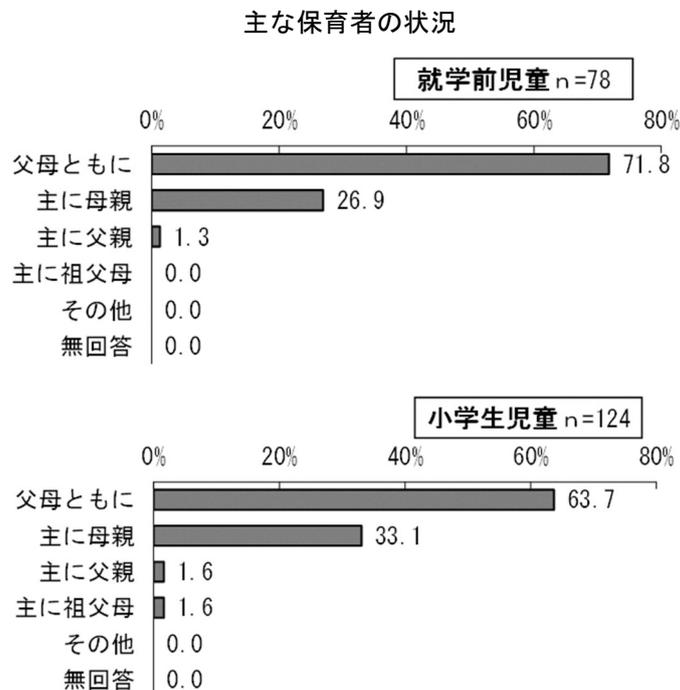
就学前児童がいる世帯の子ども的人数をみると、「2人」(51.3%)が最も高く、次いで「1人」(16.7%)、「3人」(15.4%)となっています。

小学生児童がいる世帯では、「2人」(50.8%)が最も高く、次いで「3人」(25.0%)、「1人」(14.5%)となっています。



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

主な保育者の状況をみると、就学前児童では「父母ともに」(71.8%)が最も高く、次いで「主に母親」(26.9%)となっています。小学生児童では「父母ともに」(63.7%)が最も高く、次いで「主に母親」(33.1%)となっています。

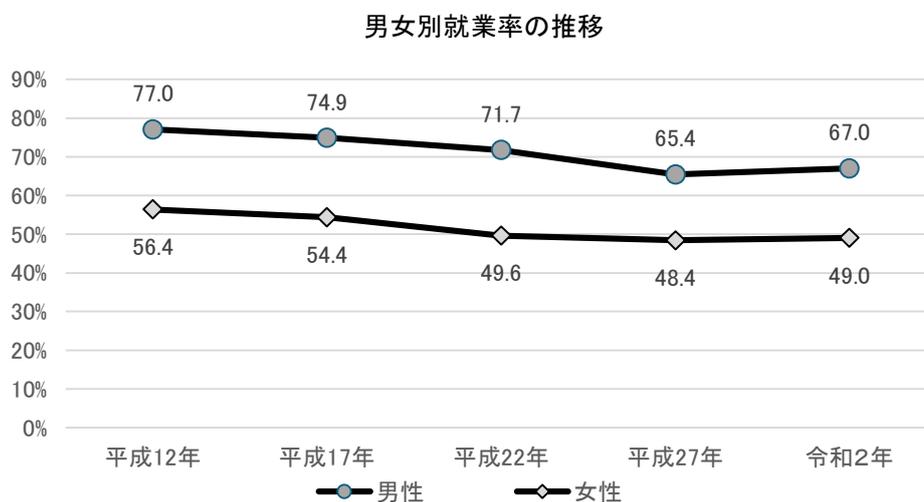


資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

4 就労状況

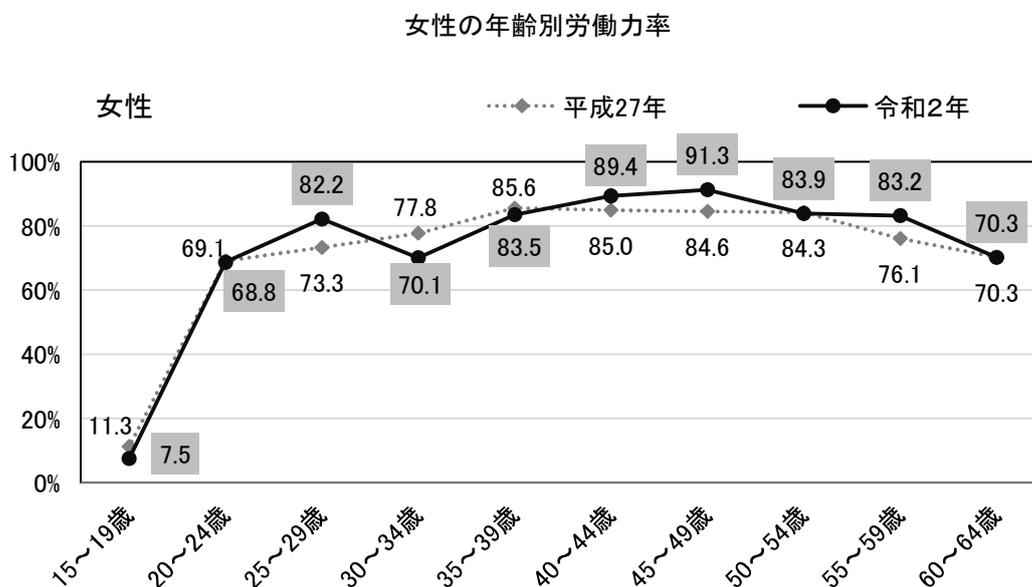
(1) 本村の就業率

本村の15歳以上の就業率をみると、男女ともに平成27年まで減少していましたが、令和2年は、増加しています。



資料：国勢調査（各年10月）

令和2年と平成27年の女性の年齢別労働力率を比較すると、「15～24歳」、「30～34歳」を除いて、令和2年が高くなっています。

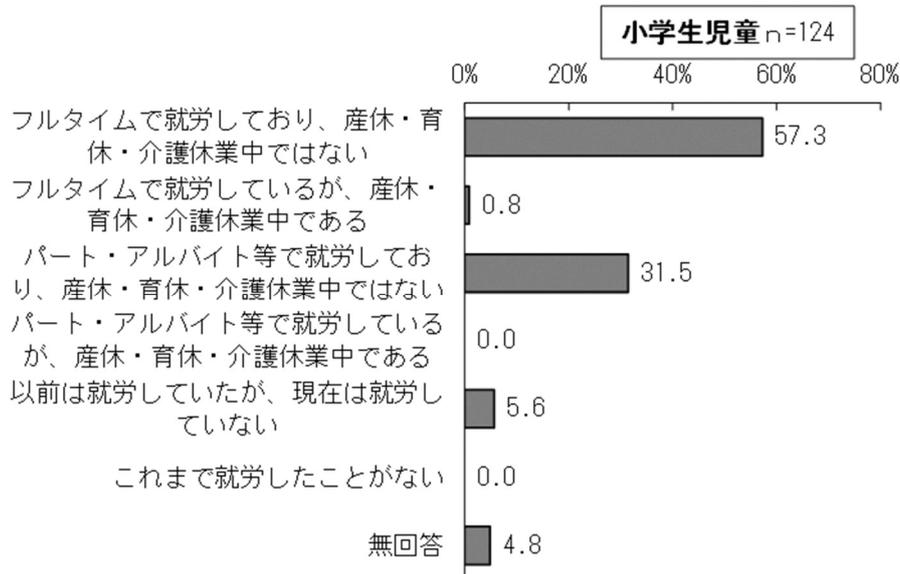
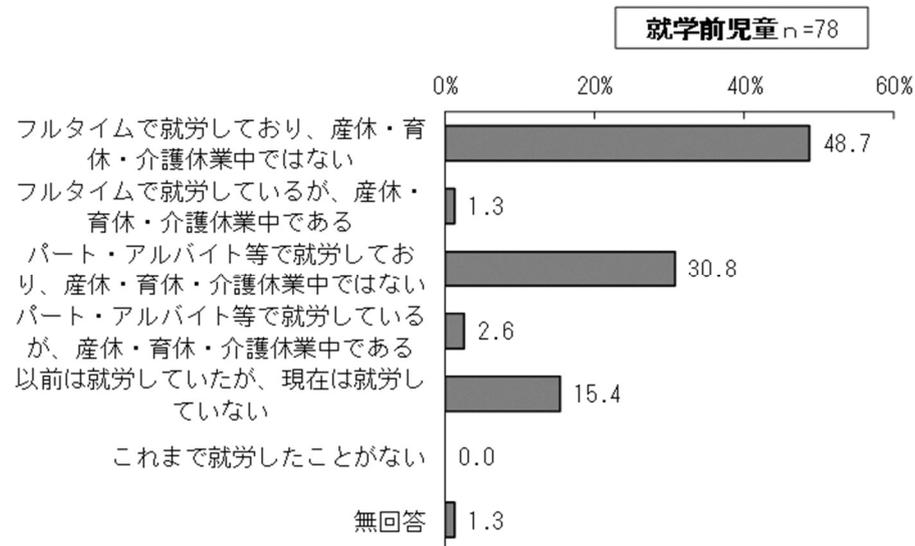


資料：国勢調査（各年10月）

(2) 母親の就労状況

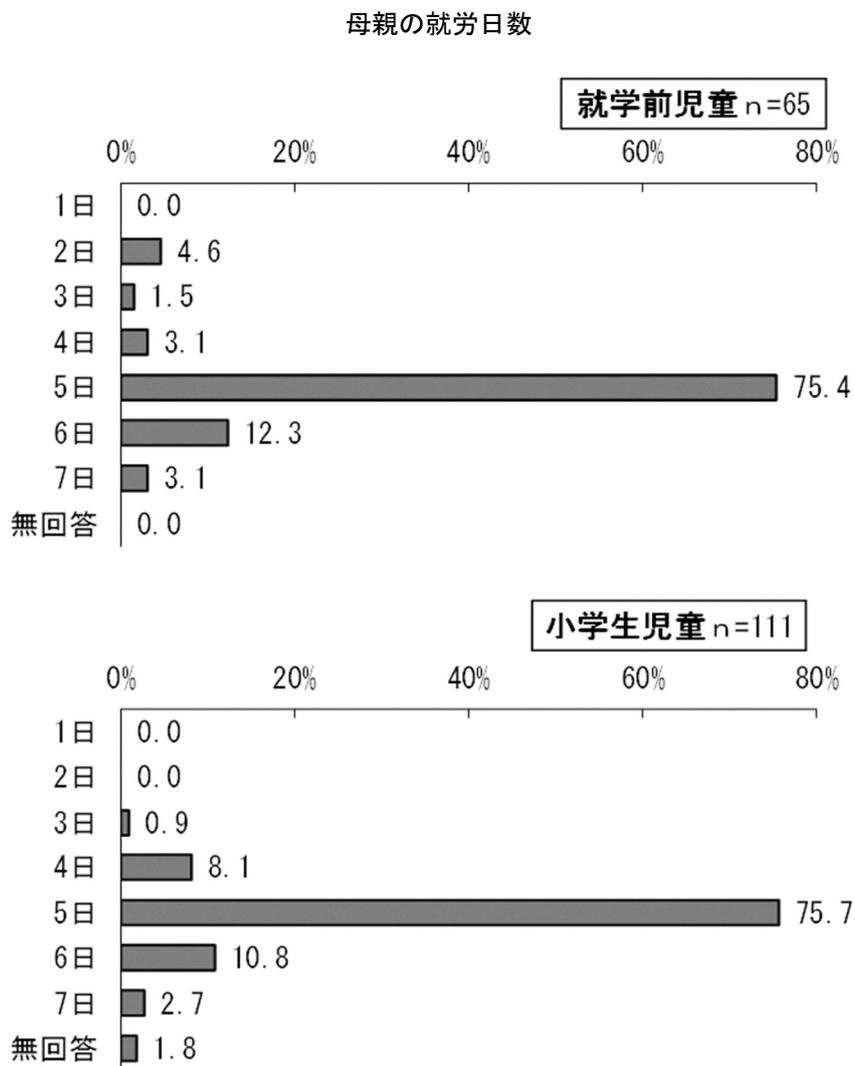
母親では、フルタイム等の就業形態にかかわらず「就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」は、就学前児童が79.5%、小学生児童が88.8%となっています。また、「産休・育休・介護休業を取得中」の母親は、就学前児童が3.9%、小学生児童が0.8%となっています。

母親の就労状況



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

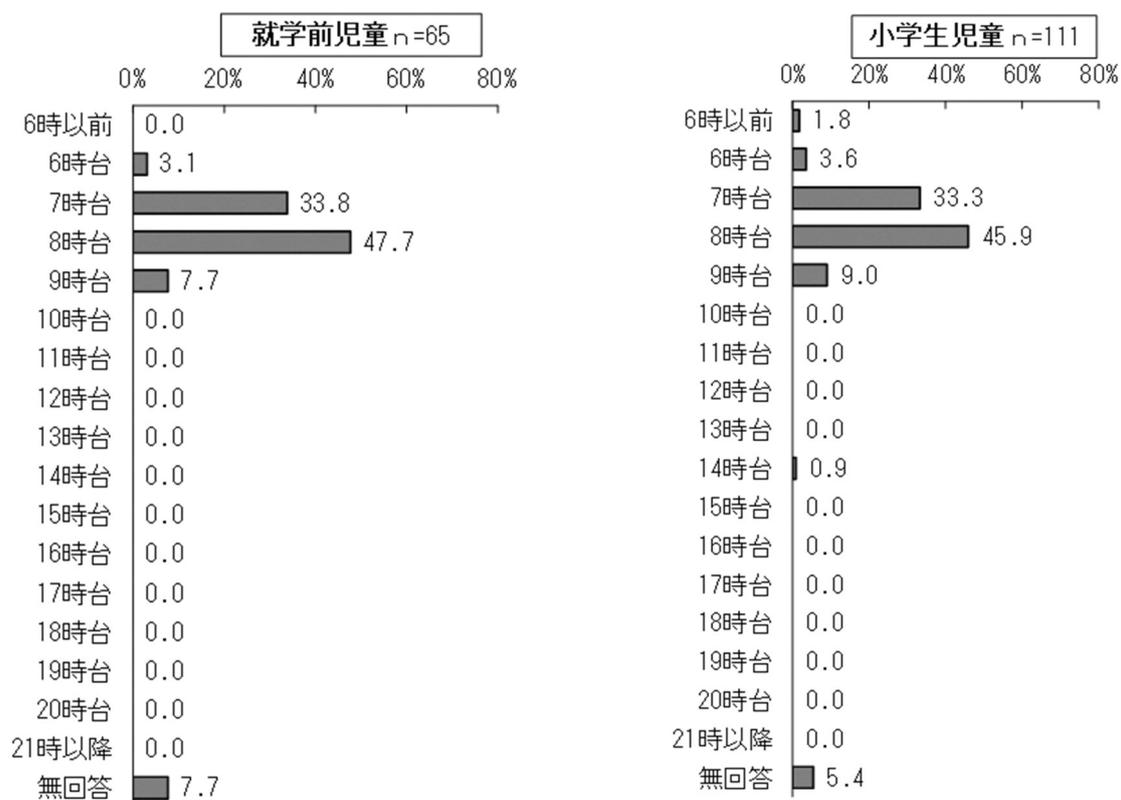
母親の就労日数をみると、就学前児童・小学生児童ともに「5日」(75.4%・75.7%)が最も高く、次いで「6日」(12.3%・10.8%)となっています。



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

母親の出勤時間をみると、就学前児童・小学生児童ともに「8時台」(47.7%・45.9%)が最も高く、次いで「7時台」(33.8%・33.3%)となっています。

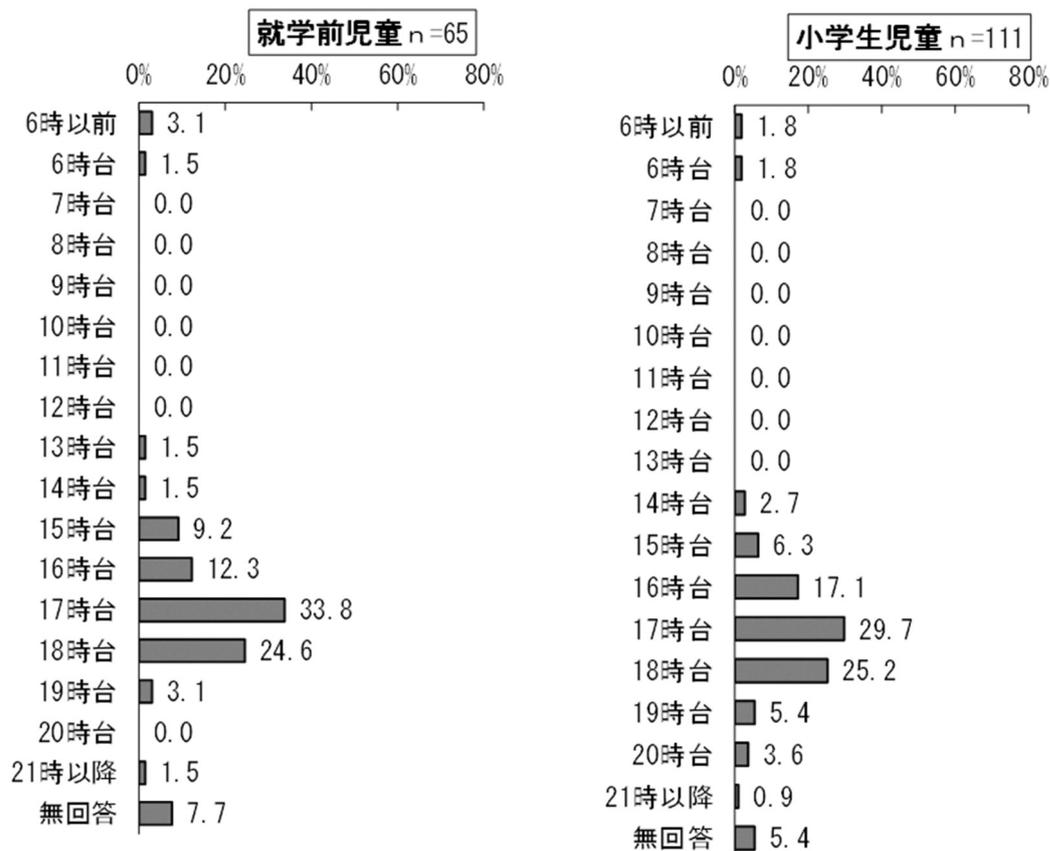
母親の出勤時間



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

母親の帰宅時間をみると、就学前児童・小学生児童ともに「17時台」(33.8%・29.7%)が最も高く、次いで「18時台」(24.6%・25.2%)となっています。

母親の帰宅時間

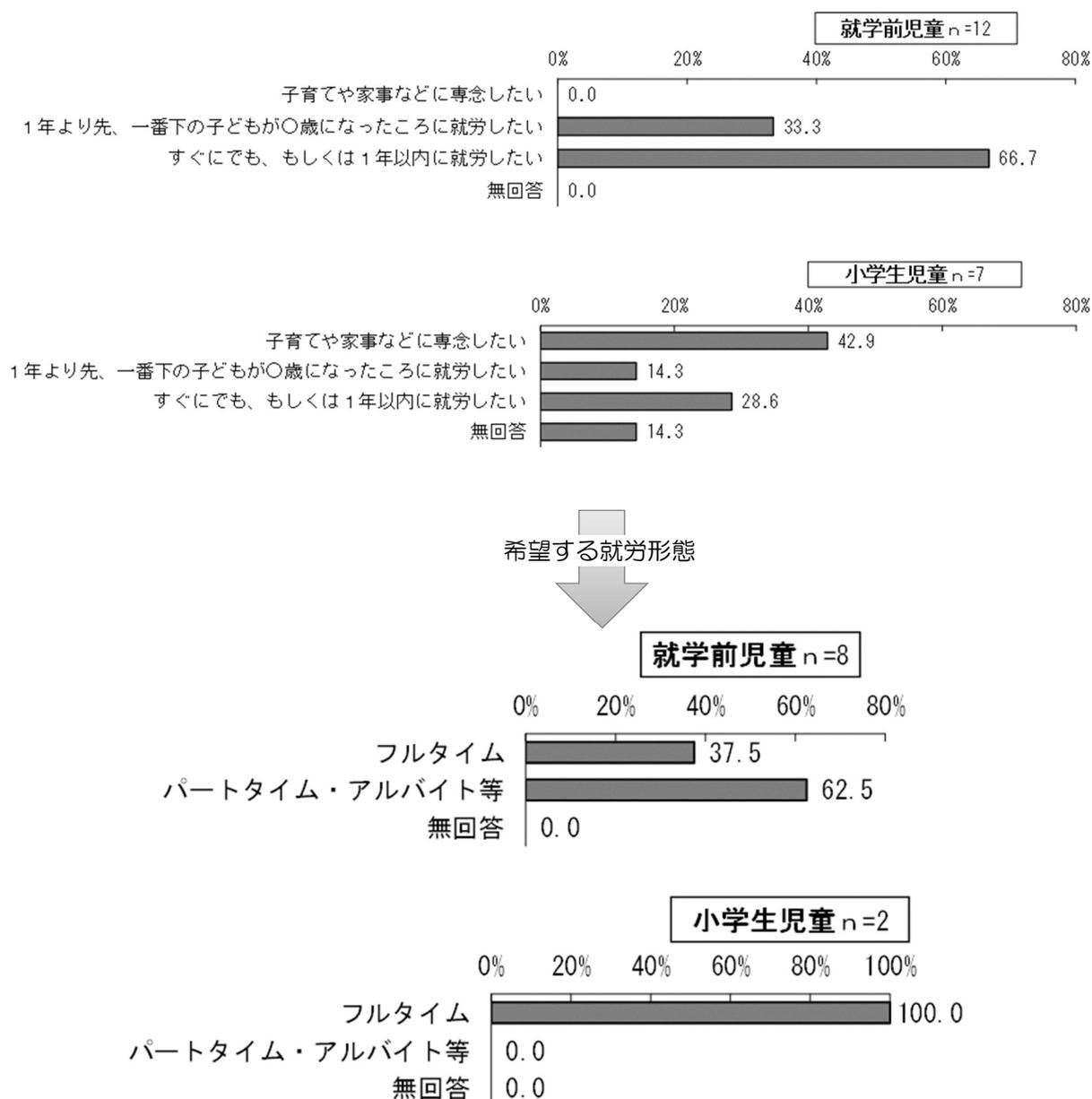


資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、就学前児童は「1年以内に就労したい」(66.7%)が最も高く、次いで「1年より先に一番下の子どもが〇歳になった頃に就労したい」(33.3%)となっています。小学生児童は「子育てや家事等に専念したい」(42.9%)が最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」(28.6%)となっています。

希望する就労形態をみると就学前児童は「パート・アルバイト等」(62.5%)、小学生児童は「フルタイム」(100.0%)が高くなっています。

就労していない母親の今後の就労希望



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

5 子育て支援事業の提供体制と利用状況

(1) 子育て支援事業の提供体制

本村の子育て支援事業の提供体制は、令和6年10月時点で下表のとおりとなっています。また、幼児期の教育・保育事業では令和元年度やそれ以前の年度においても待機児童はいませんでした。

子育て支援事業の提供体制（令和6年10月）

子育て支援サービス事業名		単位	施設数等	定員数 (人)
1 幼児期の教育・保育事業				
	幼保一体型施設	か所	1	60
2 地域型保育事業				
	認可保育所	か所	2	125
	家庭的保育	か所	0	0
	居宅訪問型保育	か所	0	0
	事業所内保育施設	か所	0	0
	自治体の認証・認定の保育所	か所	0	0
	認可外保育施設	か所	0	0
3 地域の子育て支援事業				
	子育て短期支援事業	か所	0	0
	地域子育て支援拠点事業	か所	0	0
	一時預かり事業	か所	3	随時
	病児・病後児保育事業	か所	0	0
	ファミリー・サポート・センター事業（預かり会員）	人	0	0
	放課後児童クラブ（学童保育）	か所	1	50

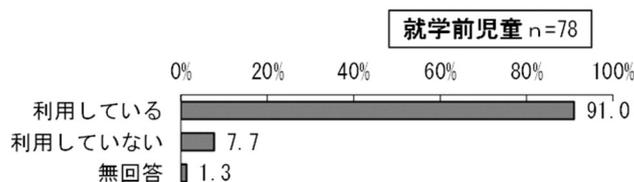
資料：住民生活課調べ

(2) 子育て支援事業の利用状況

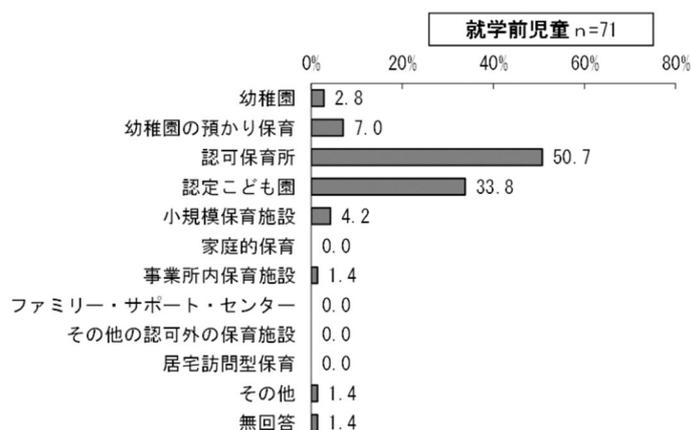
定期的な教育・保育事業（全体）を「利用している」就学前児童は91.0%あり、利用者のほとんどが「認可保育所」、次いで「認定こども園」を利用しています。また、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」などの利用も少数あります。

また、今後の利用については、「認可保育所」（60.3%）が最も高く、次いで「認定こども園」（38.5%）となっています。

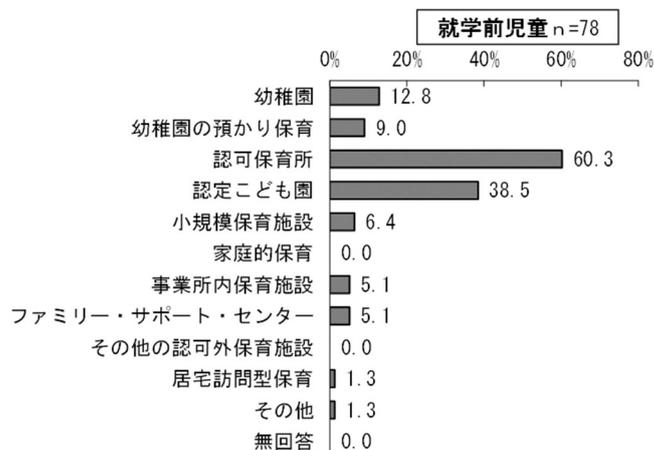
定期的な教育・保育事業の利用状況



利用中の定期的な教育・保育事業



希望する定期的な教育・保育事業



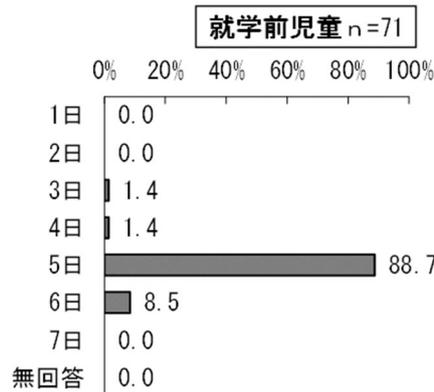
資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

定期的な教育・保育事業の利用日数をみると、「5日」(88.7%)が最も高く、次いで「6日」(8.5%)となっています。

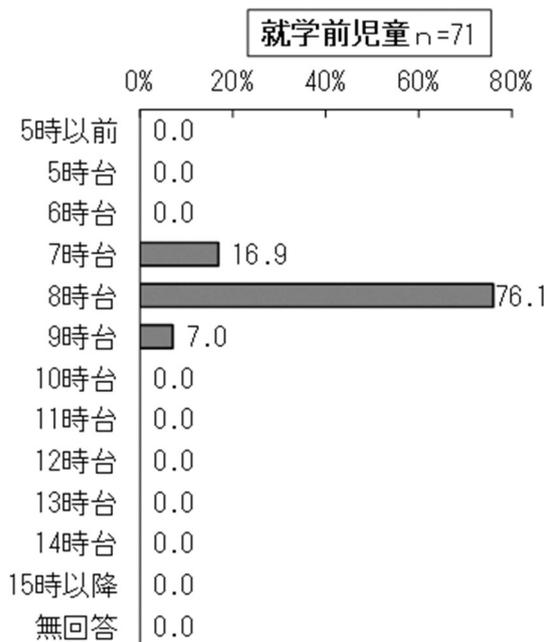
また、「利用開始時間」をみると、「8時台」(76.1%)が最も高く、次いで「7時台」(16.9%)となっています。

一方、「利用終了時間」をみると、「17時台」(42.3%)が最も高く、次いで「16時台」(36.6%)となっています。

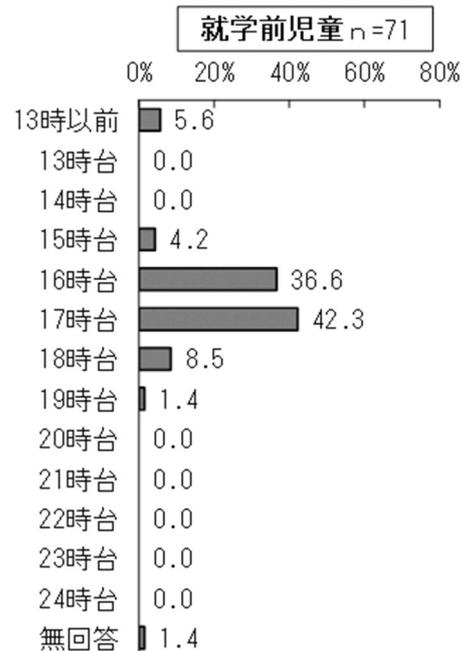
定期的な教育・保育事業の利用日数、開始・終了時間



利用開始時間



利用終了時間



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果

6 施策の進捗評価

第二期計画は、7つの基本目標と27施策67事業により構成されており、下表のような進捗評価となりました。

全事業（67事業）のうち、「目標達成」と「推進」の事業数は43事業（64.2%）、「停滞」と「未実施」は3事業（4.5%）という結果となりました。

施策の進捗評価

施策名	事業数	目標達成	推進	現状維持	停滞	未実施	評価できず
計画全体	67	24	19	20	3	0	1
(1) 地域における子育ての支援	27	5	9	10	3	0	0
① 子育て支援サービスの充実	2	0	2	0	0	0	0
② 保育サービスの充実	7	0	6	1	0	0	0
③ 幼稚園における支援の充実	4	0	0	3	1	0	0
④ 子育て支援のネットワークづくり	2	0	0	1	1	0	0
⑤ 児童の健全育成	7	0	1	5	1	0	0
⑥ 経済的負担の軽減	4	4	0	0	0	0	0
⑦ 資金貸付事業	1	1	0	0	0	0	0
(2) 母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進	11	8	2	0	0	0	1
① 子どもや母親の健康の確保	8	7	1	0	0	0	0
② 食育の推進	1	0	1	0	0	0	0
③ 思春期保健対策の充実	1	0	0	0	0	0	1
④ 小児医療の充実	1	1	0	0	0	0	0
(3) 職業生活と家庭生活との両立の推進	2	0	2	0	0	0	0
① 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等	1	0	1	0	0	0	0
② 仕事と子育ての両立の推進	1	0	1	0	0	0	0
(4) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	11	4	2	5	0	0	0
① 次代の親の育成	2	0	2	0	0	0	0
② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境整備	5	4	0	1	0	0	0
③ 家庭や地域の教育力の向上	2	0	0	2	0	0	0
④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	2	0	0	2	0	0	0
(5) 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進	5	3	2	0	0	0	0
① 児童虐待防止対策の充実	2	1	1	0	0	0	0
② 母子家庭等の自立支援の推進	2	1	1	0	0	0	0
③ 障害児療育事業の充実	1	1	0	0	0	0	0

（６）子育てを支援する生活環境の整備		7	4	1	2	0	0	0
①	良質な住宅の確保	1	1	0	0	0	0	0
②	安全な道路交通環境の整備	2	2	0	0	0	0	0
③	安心して外出できる環境の整備	1	0	1	0	0	0	0
④	安全・安心まちづくりの推進	3	1	0	2	0	0	0
（７）子ども等の安全の確保		4	0	1	3	0	0	0
①	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	1	0	0	1	0	0	0
②	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	2	0	0	2	0	0	0
③	被害に遭った子どもの保護の推進	1	0	1	0	0	0	0

7 本村における課題の整理

令和6年8月に実施した子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果から把握できた課題については、以下のとおりとなりました。

課題1 ニーズに対応した教育・保育施設の整備

平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」保護者91.0%と、ほぼすべての方が利用している状況です。利用している保護者のうち、「認可保育所」の利用は50.7%、「認定こども園」は33.8%となっていますが、保護者が希望する事業は「認可保育所」(60.3%)、「認定こども園」(38.5%)、「幼稚園」(12.8%)、「幼稚園の預かり保育」(9.0%)、「小規模保育施設」(6.4%)、「事業所内保育施設」(5.1%)となっており、すべての事業で実際の利用状況よりも利用希望の方が高い状況です。

保護者のニーズに合った教育・保育事業になるよう、環境整備、質の向上に努めていくとともに、幼児教育・保育の無償化による影響も考慮した、教育・保育事業量の確保が必要となります。

課題2 相談体制の充実

日常の育児で相談できる相手の有無をみると、就学前児童保護者・小学生児童保護者ともに「いる」が9割前後を占めていますが、ほとんどが「配偶者・パートナー」(74.3%・72.2%)、「親族」(78.4%・70.4%)など、身近な人をあげています。一方公的機関が設置している相談窓口(相手)の状況をみると、「役場の窓口」(0.0%・0.9%)、「児童相談所」(1.4%・0.0%)は相談頻度が低い状況です。個々のニーズに対応した子育て支援の手を差し伸べるとともに、公的な相談機関を活用してもらえよう、周知徹底・普及、相談体制の整備について検討する必要があります。

課題3 放課後児童クラブ・放課後子供教室の充実

放課後の過ごし方について保護者の小学生低学年での利用希望をみると、就学前児童では、「放課後児童クラブ」が62.5%と最も高く、次いで「放課後子供教室」(31.3%)、「習い事」(25.0%)となっており、小学生児童では「放課後子供教室」が52.5%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」(39.3%)、「自宅」(32.8%)となっています。

子どもの放課後の安全な過ごし方として「放課後児童クラブ」、「放課後子供教室」は一定の役割を担っています。今後も子どもの成長に繋がる事業として、保護者のニーズを反映しながら、よりよい事業内容への改善、環境・運営の整備を図り、さらに充実していくことが求められます。

課題4 地域子育て支援拠点事業の周知・整備

子育て支援拠点事業（子育てサロン「はまなすっ子広場」）の利用状況を見ると、「利用していない」が93.6%、「利用している」は6.4%の状況です。保護者の今後の利用希望は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」（71.8%）、「利用していないが利用したい」（20.5%）となっています。

地域子育て支援拠点事業の利用者を増やすためには、利用者の視点に立って事業内容や運営内容を再検討するとともに、保護者には利用勧奨の取組が必要となります。

課題5 ワーク・ライフ・バランスの啓発

育児休業の取得状況を見ると、母親は「取得した（取得中）」が59.0%、「取得していない」が15.4%となっており、父親は「取得していない」が83.3%、「取得した（取得中）」が7.7%となっています。雇用及び経済面において、安心して出産・育児が出来る職場環境の整備と公的支援制度の周知・普及を図るとともに、教育・保育事業を利用したい保護者が、不安なく利用できる事業体制・運営となるようにさらなる改善をしていく必要があります。また、父親の育児に対する意識の改革や取得しやすい職場環境の整備、父親の育児参加の促進を進める必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

少子化社会においては、子どもの自主性や社会性が育ちにくく、社会保障費用に係る現役世代の負担の増大、社会の活力の低下が懸念されています。

こうした状況を踏まえ、子どもが健やかに育っていけるような社会、子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して子どもを育てることができる社会を形成することが求められています。

このようなことから、少子化の要因とその背景を探り「子育てに夢を持ち、子どもが 親が 地域が きらりと輝くまちづくり」を基本理念として引き続き計画に定めることとしました。

《基本理念》

子育てに夢を持ち、
子どもが 親が 地域が
きらりと輝くまちづくり

また、基本理念の実現とともに、3つの目指すべき「環境づくり」や「体制づくり」を下記のように推進していきます。

○子どもを持ちたい人が、安心して子どもを育てることができるような環境の整備に努めます。

○家庭での子育てを基本としながらも、家庭における子育てを地域社会が協力し合えるような体制の整備に努めます。

○子どもの利益を最大限尊重し、子ども本位の視点に立ち成長過程に応じ、主体性や自由意思を尊重した保育環境の整備に努めます。

2 計画の基本視点

基本理念の実現に向けて、以下に示す8つの方向性を行動計画において大切にすべき基本的視点とします。

●子どもの視点

すべての子どもが、個性を發揮し、自立心や社会性を養い、思いやる心を育めるよう、子どもの生活にゆとりを確保し、のびのびと成長できる教育を進めるとともに、自然とのふれあいの機会、多様な体験の場などの提供により、子どもが健やかに育っていける環境づくりを推進します。

●次代の親づくりという視点

子どもを持つことの妨げとなる様々な制約を取り除き、子どもを産み育てることを希望する男女が、親としての自覚と責任を持ち、ともに喜びや楽しみを感じながら安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進します。

●サービス利用者の視点

親の就労機会が増大し、就労形態が変化する一方で、子育てと仕事の両立が難しくなってきたことから、利用者が身近なところで必要とするサービスを受け、子育てしながら安心して働くことができる環境づくりを推進します。

●社会全体による支援の視点

子育ては家庭で最も重要な機能であり、その責務も家庭で負わなければなりません。しかしながら、家庭における養育機能の低下や子どもを取り巻く環境の変化に伴い、子育てを個人や家庭のみで解決すべき問題でなく、社会全体の問題として考え、子育てを地域社会で支援していきます。

●すべての子どもと家庭への支援の視点

核家族化の進行の結果、子育てを学ぶ機会や近隣との繋がりが希薄化し、子育てに対する不安や孤立化といった問題が生じており、共働き家庭やひとり親家庭のみならず、専業主婦家庭も含めたすべての家庭に対して、子どもの成長過程に応じた支援をしていきます。

●地域における社会資源の効果的な活用の視点

急激な社会の変化の中で、子どもたちを取り巻く生活環境も大きく変化し、子ども連れの外出が困難になったり、また、子どもが自然から遠ざけられ、身近な遊び場を失ったりしている状況にあることから、地域における社会資源の活用により、子どもたちが安心して生活できる環境づくりを推進します。

●サービスの質の視点

少子化、核家族化の進行や子どもを取り巻く環境の変化により、育児不安や育児補完機能へのニーズが増大していることから、個々の家庭の状況に応じた、最適なサービスの総合的な提供を推進します。

●地域特性の視点

豊かな自然に囲まれ、家族の絆、地域の連帯が少なからず残されている地域の特性を生かし、地域で生じた問題は、解決に向けてできる限り地域で取組むことができる地域コミュニティの体制を推進します。

3 計画の基本目標等

計画の基本理念を実現するために、7つの基本目標と推進施策を体系的に定めて子ども・子育て支援に関する様々な施策を総合的に推進します。

基本目標1 地域における子育ての支援

基本目標2 母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進

基本目標3 職業生活と家庭生活との両立の推進

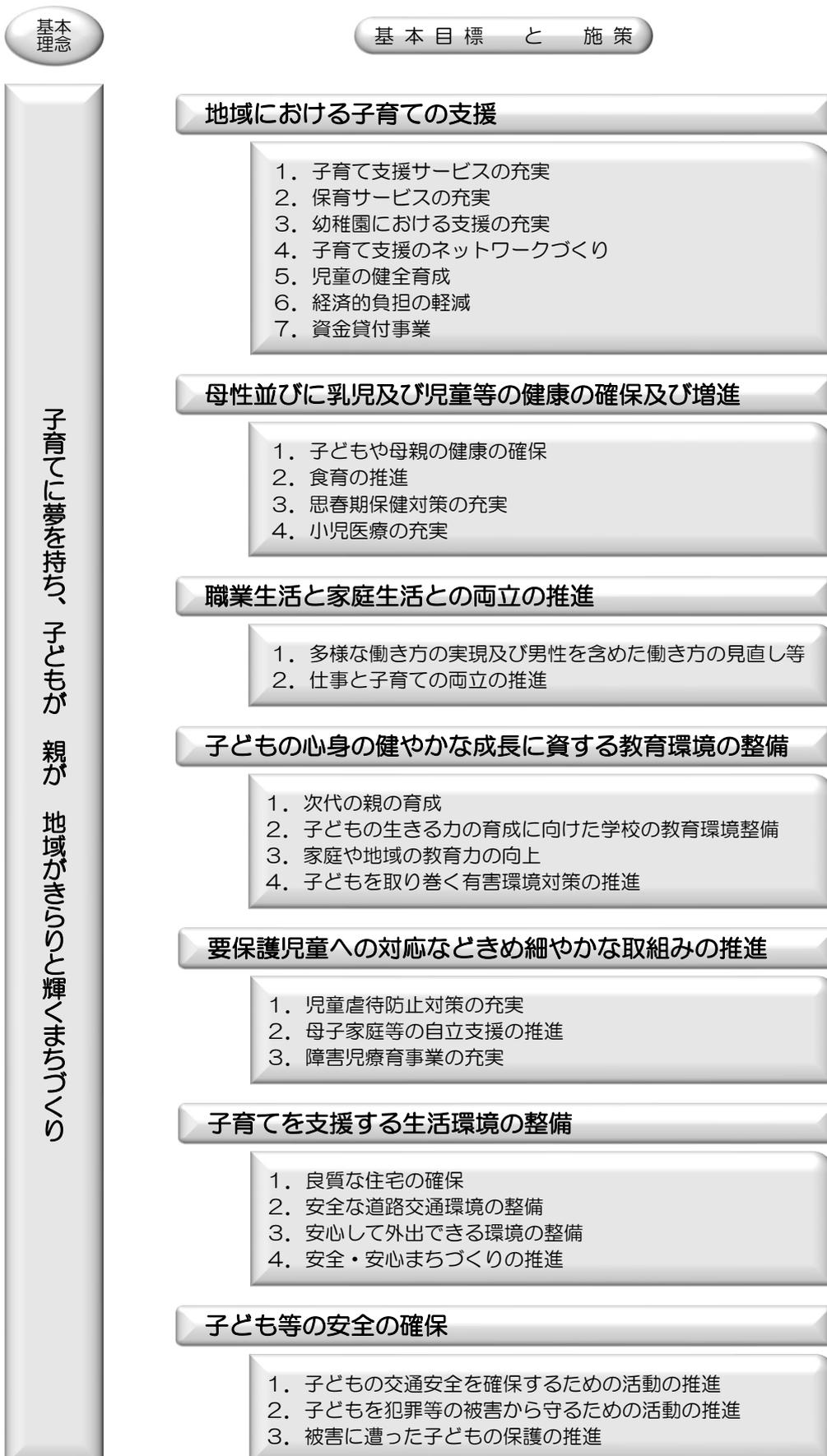
基本目標4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本目標5 要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進

基本目標6 子育てを支援する生活環境の整備

基本目標7 子ども等の安全の確保

4 施策の体系図



第4章

子ども・子育て支援の施策展開

第4章 子ども・子育て支援の施策展開

1 教育・保育事業等の提供区域

本村では地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じた教育・保育提供区域の設定、当該区域が地域型保育事業の認可の際に行う需給調整の判断基準、地域子育て支援事業の提供区域も踏まえて、**各提供区域は1区域**として設定しました。

区域設定に至った主な理由としては、「保護者の勤務先が村内で散らばっているため」「受け入れ可能年齢が各園で異なっているため」の事項が判断材料となりました。

九戸村子ども・子育て支援事業関連施設の位置図

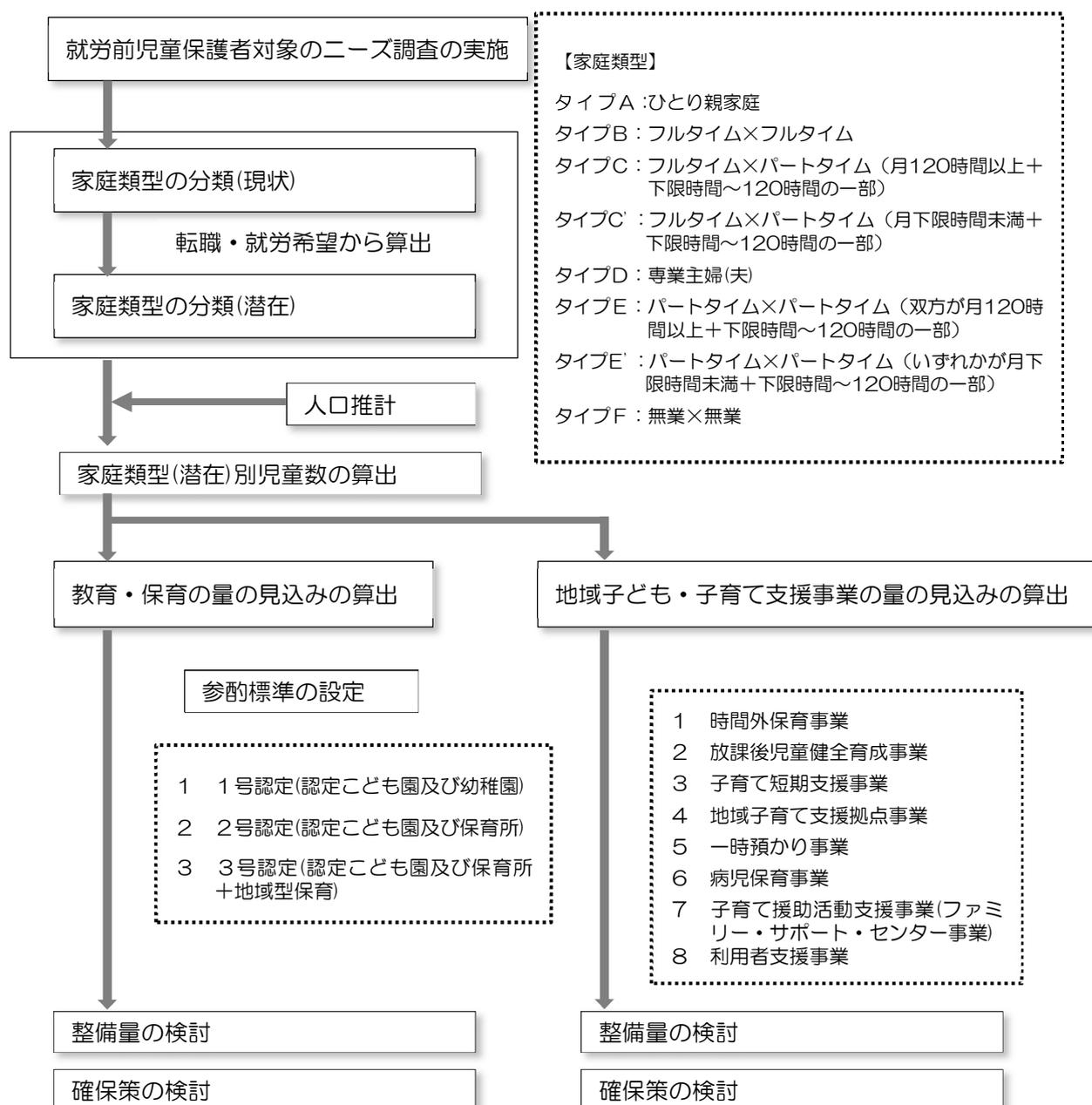


2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本村の地域特性の整合性等を検証しながら、修正を行いました。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(2) 子ども人口の推計

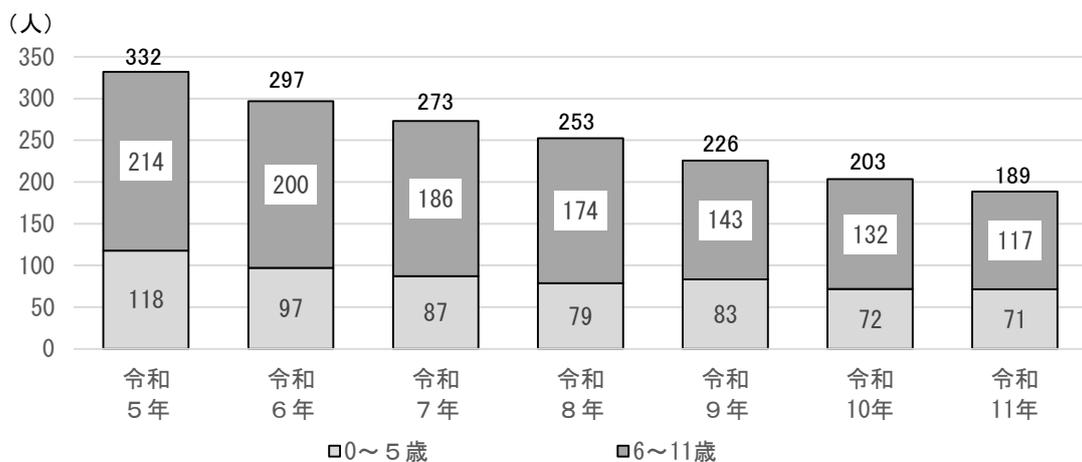
本村の子ども人口の推計について、0～5歳では令和5年の118人から令和11年には71人と推計され47人（39.8%）の減少が予測されています。一方、6～11歳において令和5年の214人から令和11年には117人と推計され97人（45.3%）の減少が予測されています。

子ども人口の推計

	令和5年 (人)	令和6年 (人)	令和7年 (人)	令和8年 (人)	令和9年 (人)	令和10年 (人)	令和11年 (人)
0～11歳	332	297	273	253	226	203	189
0歳	13	6	14	13	13	13	12
1歳	26	14	6	15	14	14	13
2歳	8	24	13	6	14	13	13
3歳	23	8	24	13	6	14	13
4歳	23	22	8	24	13	6	14
5歳	25	23	22	8	24	12	6
0～5歳	118	97	87	79	83	72	71
6歳	27	26	23	22	8	24	12
7歳	34	27	26	23	22	8	24
8歳	38	34	27	26	23	22	8
9歳	34	40	35	27	26	23	22
10歳	38	35	41	35	28	27	24
11歳	43	38	35	41	35	28	27
6～11歳	214	200	186	174	143	132	117

資料：住民基本台帳からセンサス変化率法による推計（各年4月1日）

子ども人口の推計



(3) 家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出

家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出では、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現状割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出します。

児童（0～5歳）の家庭類型（現状・潜在）の割合

家庭類型	説明	現状 (%)	潜在 (%)
タイプA	ひとり親家庭	6.7	6.7
タイプB	フルタイム×フルタイム	44.0	50.7
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	32.0	34.7
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	1.3	4.0
タイプD	専業主婦(夫)	16.0	4.0
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	0.0	0.0
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	0.0	0.0
タイプF	無業×無業	0.0	0.0

そして、令和7～11年度の推計児童数に家庭類型（潜在）別の割合を乗じてそれぞれの児童数を算出します。

推計年度別の児童数（0～5歳）

家庭類型	潜在割合 (%)	令和7年度 (人)	令和8年度 (人)	令和9年度 (人)	令和10年度 (人)	令和11年度 (人)
タイプA	6.7	6	5	6	5	5
タイプB	50.7	44	40	42	36	36
タイプC	34.7	30	27	29	25	25
タイプC'	4.0	3	3	3	3	3
タイプD	4.0	3	3	3	3	3
タイプE	0.0	0	0	0	0	0
タイプE'	0.0	0	0	0	0	0
タイプF	0.0	0	0	0	0	0
推計児童数 (0～5歳)	100.0	87	79	83	72	71

(4) 教育・保育事業のニーズ量見込み

教育・保育事業ニーズ量の見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本村に居住する就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込みは以下のとおりです。

本村に居住する就学前児童の教育・保育事業ニーズ量の見込み

		村内に居住する児童						
		村内の施設を利用			村外の施設を利用			
		1号(人)	2号(人)	3号(人)	1号(人)	2号(人)	3号(人)	
令和7年度	必要利用者数(①)		1	54	27	0	0	0
	提供体制(②)	施設型給付	15	120	65	0	0	0
		地域型保育給付			0	0	0	0
		認可外(地方単独)		0	0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	0			0	0	0
②-①		14	66	38	0	0	0	
令和8年度	必要利用者数(①)		1	43	28	0	0	0
	提供体制(②)	施設型給付	15	120	65	0	0	0
		地域型保育給付			0	0	0	0
		認可外(地方単独)		0	0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	0			0	0	0
②-①		14	77	37	0	0	0	
令和9年度	必要利用者数(①)		1	40	36	0	0	0
	提供体制(②)	施設型給付	15	120	65	0	0	0
		地域型保育給付			0	0	0	0
		認可外(地方単独)		0	0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	0			0	0	0
②-①		14	80	29	0	0	0	
令和10年度	必要利用者数(①)		1	32	35	0	0	0
	提供体制(②)	施設型給付	15	120	65	0	0	0
		地域型保育給付			0	0	0	0
		認可外(地方単独)		0	0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	0			0	0	0
②-①		14	88	30	0	0	0	
令和11年度	必要利用者数(①)		1	32	34	0	0	0
	提供体制(②)	施設型給付	15	120	65	0	0	0
		地域型保育給付			0	0	0	0
		認可外(地方単独)		0	0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	0			0	0	0
②-①		14	88	31	0	0	0	

保育利用率

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育利用率(%)	98.1	97.7	97.6	97.0	97.0

(5) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込み

地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込みは、家庭類型（潜在）別児童数に各事業の予測利用率（希望率を精査した率）を乗じて算出します。その結果、本村に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込みは以下のとおりです。

本村に居住する就学前児童の地域子ども・子育て支援事業ニーズ量の見込み

	単位	実績		推計			
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業	か所	0	0	0	0	0	0
時間外保育事業	人	8	7	6	7	6	6
放課後児童健全育成事業	人	57	39	40	24	25	22
小学1年生	人	14	14	14	3	10	5
小学2年生	人	14	9	12	8	3	9
小学3年生	人	13	7	7	6	6	2
小学4年生	人	11	5	4	4	3	3
小学5年生	人	3	3	2	2	2	2
小学6年生	人	2	1	1	1	1	1
子育て短期支援事業	人日	0	78	69	74	65	64
地域子育て支援拠点事業	人回	0	197	197	245	239	233
一時預かり事業		7	1,946	1,616	1,555	1,253	1,248
幼稚園の預かり保育	人日	0	1,518	1,237	1,152	899	899
一時預かり（ファミサポの未就学児利用含む）	人日	7	428	379	403	354	349
ファミリー・サポート・センター事業	人日	0	0	0	0	0	0
病児保育事業（緊サポ含む）	人日	0	259	229	244	214	211
妊婦健康診査	人	15	15	15	15	15	15
乳児家庭全戸訪問事業	人	7	15	15	15	15	15
養育支援訪問事業	人	0	1	1	1	1	1

3 施設型給付事業

(1) 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園とは学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず3歳から入園できます。満3歳児の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所が併設した施設であり、基本的に幼稚園・保育所を利用することに違いはありません。

現状と課題

- 現在、ひめほたるこども園が幼保一体型施設として幼稚園部を開設しています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「幼稚園」は2.8%、「認定こども園」は33.8%の利用があります。
- ニーズ調査結果から平日の定期的な利用希望をみると、「幼稚園」は12.8%、「認定こども園」は38.5%の利用希望があります。また、その中の71.4%が「幼稚園（幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合を含む）」の利用を強く希望しています。

事業の確保策

<令和7～11年度>

- 今後も幼保一体型施設として、幼稚園機能を維持していきます。
- 積極的に周知を行い、幼稚園部の利用の増加を図ります。

教育施設の年度別見込量と提供量

	実績(人)	推 計 (人)				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①推計利用者数	0	1	1	1	1	1
1号認定	0	1	1	1	1	6
②提供量	15	15	15	15	15	15
村内施設	15	15	15	15	15	15
村外施設	0	0	0	0	0	0
差異 (②-①)	15	14	14	14	14	14

(2) 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育施設）

認可保育施設とは保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。一方、認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所が併設した施設であり、基本的に幼稚園・保育所を利用することに違いはありません。また、地域型保育施設とは小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育施設、居宅訪問型保育事業の総称です。

現状と課題

- 現在認可保育所が2か所、幼保一体型施設が1か所あり、定員は185人となっています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「認可保育所」は50.7%、「認定こども園」は33.8%の利用があります。「家庭的保育事業」「自治体の認証・認定保育施設」「その他認可外の保育施設」「居宅訪問型保育事業」は利用がありませんでした。なお、本村では「事業所内保育施設」「小規模保育事業」は実施していませんが、近隣市町村で「事業所内保育施設」が1.4%、「小規模保育事業」が4.2%の利用がありました。

事業の確保策

<令和7～11年度>

- 保育士の確保に努め、現状の定員で運営できるように取組みます。
- 延長保育、土曜保育を実施し、保護者の希望に沿えるよう努めます。
- 保育の質の向上に取組み、より充実した保育環境の提供を図ります。

保育施設の年度別見込量と提供量

	実績(人)	推計(人)				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①推計利用者数	93	81	71	76	67	66
2号認定	68	54	43	40	32	32
3号認定	25	27	28	36	35	34
0歳	0	9	9	9	9	8
1歳	18	8	9	13	13	13
2歳	7	10	10	14	13	13
②提供量	185	185	185	185	185	185
村内施設	185	185	185	185	185	185
村外施設	0	0	0	0	0	0
差異(②-①)	92	104	114	109	118	119

(3) 認定こども園

認定こども園とは認可幼稚園と認可保育所が併設し、地域における子育て支援機能を備えた県の認定を受けた施設です。基本的に、幼稚園・保育所を利用することに違いはありません。

現状と課題

- 現在、ひめぼたるこども園が幼保一体型施設として開設しています。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「認定こども園」は33.8%の利用があります。

事業の確保策

<令和7～11年度>

- 現在は認定こども園への移行予定はありませんが、今後の需要の状況に応じて対応を協議します。

4 地域型保育給付事業

(1) 小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人のものです。しかし、本村では小規模保育を行う施設が無いため、実施していない事業です。

事業の確保策

<令和7～11年度>

- ニーズ調査からは対象となる意見もないことから、今後の児童数の推移やニーズに応じて、対応を検討していきます。

(2) 家庭的保育事業

保育ママなど、保育者の家庭などでお子さんを預かるサービスです。しかし、本村では事業のための人員確保等の課題が多く、実施していない事業です。

事業の確保策

<令和7～11年度>

- ニーズ調査からは対象となる意見もないことから、今後の児童数の推移やニーズに応じて、対応を検討していきます。

(3) 事業所内保育事業

企業などが、主に従業員用に運営する保育施設です。しかし、本村では対象となる事業所が無いため、実施していない事業です。

事業の確保策

<令和7～11年度>

○ニーズ調査からは対象となる意見もないことから、今後の児童数の推移やニーズに応じて、対応を検討していきます。

(4) 居宅訪問型保育事業

ベビーシッターのような保育者が、お子さんの家庭で保育するサービスです。しかし、本村では事業のための人員確保等の課題が多く、実施していない事業です。

事業の確保策

<令和7～11年度>

○ニーズ調査からは対象となる意見もないことから、今後の児童数の推移やニーズに応じて、対応を検討していきます。

5 相談支援事業

(1) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育事業や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。現在本村では実施していない事業ですが、地域子育て支援室、保育所との連携を図りながら、子育ての充実に努めます。

事業の確保策

<令和7～11年度>

○本村では実施予定はありませんが、今後の動向等をみながら事業の実施について検討します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

○ひめぼたのこども園に地域子育て支援室を設置しています。また、総合福祉センターで月1回子育てサロンを実施しています。

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「地域子育て支援拠点事業」は6.4%の利用があります。

事業の確保策

<令和7～11年度>

○月2回の子育てサロンの拡充を検討します。

地域子育て支援拠点事業の年度別見込量と提供量

	実績(人回)	推 計 (人回)				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①年間総利用数	0	197	197	245	239	233
②提供量	0	197	197	245	239	233
差異(②-①)	0	0	0	0	0	0

6 訪問系事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状と課題

○令和5年度は対象者12人全員に対して実施しました。

○ハイリスク母親（EPDS陽性）もいるため、里帰り者も含め、全員に実施できるよう努めています。

事業の確保策

<令和7～11年度>

○ハイリスク親子に対しては、健診や訪問等により状況確認支援を行います。なお、他市町村へ里帰り出産で帰省している方の中で長期の方は、4か月以内での確認ができないことがあり、健診等での確認となることがあります。

○産後うつスクリーニングを実施します。要保護児童把握に努めます。

○病院からの情報で里帰り先に訪問依頼が必要となるケースは、依頼して実施するとともに、里帰り中の親子に対しては必要に応じて実施し、現住所に情報提供の必要なケースは本人の了解のもと情報提供を行います。

乳児家庭全戸訪問事業の年度別見込量と提供量

	実績(人)	推 計 (人)				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①年間実利用者数	7	15	15	15	15	15
②提供量	7	15	15	15	15	15
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0

(2) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

- 令和5年度の各健診受診率については乳児健診94.6%、1歳児健診、1歳6か月健診、2歳児健診、3歳児健診ともに100.0%となっており虐待が疑われるようなケースはありませんでした。
- 訪問の支援を要する家庭はありませんでした。

事業の確保策

＜令和7～11年度＞

- 各健診等からハイリスク親子の早期発見に努めます。
- 乳幼児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問でハイリスク親子の発見支援を実施します。
- 随時相談を実施します。

養育支援訪問事業の年度別見込量と提供量

	実績(人)	推 計 (人)				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①年間実利用者数	1	1	1	1	1	1
②提供量	1	1	1	1	1	1
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0

(3) 子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）【新規】

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）に、世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。

事業の確保策

＜令和7～11年度＞

- 本村では実施予定はありませんが、今後の動向等をみながら事業の実施について検討します。

7 通所系事業

(1) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

現状と課題

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）」は利用がありませんでした。なお、本村では「夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）」は実施していないため、利用がありませんでした。

事業の確保策

<令和7～11年度>

○事業として実施していませんが、ニーズがあれば他市町村と連携しながら実施を検討していきます。

(2) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

現状と課題

○ニーズ調査結果から就学前児童の平日利用状況をみると、「幼稚園の預かり保育」は7.0%の利用があります。不定期利用状況をみると、「一時預かり（保育所等）」は3.8%の利用がありました。

○現在でも実施していますが利用者の方には周知がすすんでいません。

事業の確保策

<令和7～11年度>

○本村では保育士不足が問題となっていますが、ニーズに対応できるように努めます。

一時預かり事業の年度別見込量と提供量

	実績(人日)	推 計 (人日)				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 年間総利用数	7	1,946	1,616	1,555	1,253	1,248
② 提供量	7	1,946	1,616	1,555	1,253	1,248
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0

(3) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現状と課題

○現在、時間外保育は19時15分までとなっています。

事業の確保策

<令和7～11年度>

○本村では保育士不足が問題となっていますが、ニーズに対応できるように努めます。

時間外保育事業の年度別見込量と提供量

	実績(人)	推 計 (人)				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①年間実利用者数	8	7	6	7	6	6
③ 提供量	8	7	6	7	6	6
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0

(4) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

現状と課題

○本村では実施していない事業です。

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、実際に近隣市町村の「病児・病後児の保育を利用した」方は4.4%おり、父親・母親が休んで対処した方の52.7%が「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と希望しています。

事業の確保策

<令和7～11年度>

○村内では実施予定はありませんが、医療機関等や近隣市町村と連携しながら対応を検討します。

(5) 児童育成支援拠点事業（子どもの居場所支援）【新規】

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

(6) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

こども家庭庁と文部科学省が示す各種計画等を基に、福祉部局と教育委員会の連携を強化し、全ての子どもが放課後を安全、安心に過ごすための取り組みとして以下のとおりを推進します。

①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び事業目標量

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現状と課題

○ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、就学前児童では小学校低学年のうちは62.5%、高学年のうちは43.8%が「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用を希望しています。小学校児童では小学校低学年のうちは39.3%、高学年のうちは17.7%が利用を希望しています。

事業の確保策

<令和7～11年度>

○令和7年度より受け入れ態勢の整備を進め、ニーズに対応できるよう努めます。

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の年度別見込量と提供量

	実績(人)	推 計 (人)				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①年間実利用者数	57	39	40	24	25	22
小学1年生	14	14	14	3	10	5
小学2年生	14	9	12	8	3	9
小学3年生	13	7	7	6	6	2
小学4年生	11	5	4	4	3	3
小学5年生	3	3	2	2	2	2
小学6年生	2	1	1	1	1	1
②提供量	57	39	40	24	25	22
小学1年生	14	14	14	3	10	5
小学2年生	14	9	12	8	3	9
小学3年生	13	7	7	6	6	2
小学4年生	11	5	4	4	3	3
小学5年生	3	3	2	2	2	2
小学6年生	2	1	1	1	1	1
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0

②連携型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2028年度に達成されるべき目標事業量

放課後児童クラブ及び放課後子供教室は、それぞれ活動拠点が異なり、現在の放課後子供教室の事業内容では、連携型での実施が困難です。今後は、開設場所や平日のみに開設する設置形態にとらわれず、子ども達が安心して体験・交流できる居場所となるよう、連携型での実施を目指し検討していきます。

③放課後子供教室の2028年度までの実施計画

令和7年度の小学校統合を機に、これまで村内4箇所で開催していた放課後子供教室を新設校の校舎内一カ所で開催いたします。今後も引き続き地域の意見を確認し、適正な箇所数や実施場所、開催内容を模索し、地域のニーズに応じた形で実施いたします。

④放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施に関する具体的な方策

連携による実施に向けて、プログラムの内容・実施日等を検討できるよう、定期的な打合せの場を設けるようにします。

⑤学校施設等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活動に関する具体的な方策

運営委員会等を最大限に活用しながら、閉校後の校舎や余裕教室などの活用等について協議・計画を検討していきます。

⑥教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

福祉部局と連携して運営委員会を実施し、事業検証や課題解決に連携して取り組んでいきます。

⑦地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

必要な地域の放課後児童クラブ開所時間延長や、それに伴う人員整備等も含め検討していきます。

⑧特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

障がいがある児童や虐待・いじめを受けた児童、その他特別な配慮を必要とする児童に対して、関係各機関と連携して対応していきます。

⑨放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

利用者の健全な育成を図る役割を負う為、研修等による向上や各機関と連携し対応していきます。

⑩各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知の方策

各放課後児童クラブにおける育成支援の内容等を、広報等により周知を推進していきます。

8 その他事業

(1) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

- 本村では実施していない事業です。
- ニーズ調査結果から就学前児童の利用状況をみると、「ファミリー・サポート・センター」の定期的な教育・保育事業での利用はありませんが、5.1%が利用を希望しています。

事業の確保策

<令和7～11年度>

- 本村では実施予定はありませんが、ニーズの動向を見ながら代替事業による対応を検討します。

(2) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

- 令和5年妊娠届数は12件で、11週までにすべての届け出がありました。
- 健診票発行枚数は235枚、受診利用枚数168枚（利用率60.1%、平均使用14枚）となっています。
- 健診票が利用できなかった理由としては、切迫流早産のため入院、出産が予定日より早くなったために利用できなかったケースであり、医療を受けていなかったケースはありませんでした。

事業の確保策

<令和7～11年度>

- 妊娠届時、保健師による健康相談を実施し、妊娠中の健康管理について指導します。
- 岩手県周産期医療情報ネットワーク“いーはとーぶ”に妊娠届出時登録をしてもらって医療関係者間の連携が行われることにより、妊婦の健康管理システムを確立します。
- 妊婦の随時相談を実施します。

妊婦健康診査の年度別見込量と提供量

	実績(人)	推 計 (人)				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 年間実利用者数	15	15	15	15	15	15
② 提供量	15	15	15	15	15	15
差異 (②-①)	0	0	0	0	0	0

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

事業の確保策

<令和7～11年度>

○本村では実施予定はありませんが、今後の動向等をみながら事業の実施について検討します。

(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

事業の確保策

<令和7～11年度>

○本村では実施予定はありませんが、今後の動向等をみながら事業の実施について検討します。

(5) 親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）【新規】

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等にに応じた支援を行う事業です。

事業の確保策

<令和7～11年度>

○本村では実施予定はありませんが、今後の動向等をみながら事業の実施について検討します。

(6) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う事業です。

事業の確保策

<令和7～11年度>

○本村では実施予定はありませんが、今後の動向等をみながら事業の実施について検討します。

(7) こども誰でも通園制度【新規】

認可保育園や認定こども園などを利用していない生後6カ月から3歳未満の子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず保育を利用できる事業です。

事業の確保策

<令和7～11年度>

○本村では実施予定はありませんが、今後の動向等をみながら事業の実施について検討します。

(8) 産後ケア事業【新規】

出産後の退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

事業の確保策

<令和7～11年度>

○本村では実施予定はありませんが、今後の動向等をみながら事業の実施について検討します。

9 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに応じた多様な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や利点を併せ持ち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられ、国では普及を図ることとされております。

そのため、保護者のニーズをはじめ、就学前の教育・保育の質の向上に向けた幼保一体化の取組みを進める中で、地域の実情に応じた認定こども園への移行を視野にいれ検討していきます。

(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的には、すべての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。そのため、幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、県主催の合同研修会への参加の呼び掛けや的確な情報提供を行います。

また、すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子ども医療的ケアが必要な子どもなど特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援が求められています。そのため、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び地域子育て支援事業の確保と妊娠・出産期から学童期までの切れ目ない支援体制の確保に努め、一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していけるよう支援していきます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。幼児期の育ちと学びが義務教育の基盤となり、0歳～15歳までの一貫したつながりにより、心豊かに生きる力の育成を目指すものです。

そのためには、子どもの発達を幼稚園・保育園・認定こども園、そして小学校、更には中学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

こうしたことから、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校、中学校との交流や意見交換など、小学校、中学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

10 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に関する事項

子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適切な支給の確保に努め、保護者への制度の案内等を的確に行うこととします。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行うにあたっては、施設の所在、運営状況、監査状況等を県と情報共有しながら、指導監査等を行うための基準の整備等も併せて行い、進めていきます。

第5章

次世代育成支援の施策展開

第5章 次世代育成支援の施策展開

○調査結果からの課題と施策反映について

第5章においては、次世代育成支援の施策展開として、第2章においてニーズ調査結果から把握した5つの課題（25、26頁参照）についての取組について、

- ①ニーズに対応した教育・保育施設の整備
- ②相談体制の充実
- ③放課後児童クラブ・放課後子供教室の充実
- ④地域子育て支援拠点事業の周知・整備
- ⑤ワーク・ライフ・バランスの啓発

の観点から掲載しています。

施策目標 1 地域における子育ての支援

推進施策 1 子育て支援サービスの充実

(1) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ） 〈関連する課題③〉

- 両親の就労等により、昼間保護者が不在となる児童のニーズに適切に対応できるようにします。
- 年度途中からの申し込みにも対応できるようにします。
- 対象となる施設について、定員に見合った面積を確保できるよう検討していきます。
- 放課後児童クラブの運営にあたっては、その充実を図るため、父母会等を設置し、保護者をはじめ地域との連携を促進するとともに、研修等の実施による指導員の資質の向上に努めます。

(2) 子育て支援センター整備 〈関連する課題④〉

- 在宅で子育てをしている母親同士の交流や情報交換の必要性もあることから親子が気軽に集まれる場の提供が急務となっています。少しでも子育ての悩みや不安感を軽減させるためにも子育て支援センターの開設を検討します。

事業・施策名	実施内容	2期評価	主な所管課
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	小学校低学年児童を対象に、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る。	B	保健福祉課
子育て支援センター設置	地域の保育所等による地域の子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルへの支援活動等の総合的な実施を促進する。	B	保健福祉課

※A=目標達成、B=目標に向かって推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施、F=評価できず、を意味しています。

推進施策2 保育サービスの充実 〈関連する課題①〉

○本村の母親の就労状況をみると、令和6年には8割以上の方が仕事に就いており、女性の社会参加、核家族化等により、乳児保育や延長保育など保育ニーズも多様化してきています。このような多様化する保育ニーズに対応した環境整備や、保育の質の向上など保護者の視点に沿ったサービスが提供できるよう努めます。

事業・施策名	実施内容	2期評価	主な所管課
乳児保育事業	産休明けからの乳児保育の実施について継続するとともにその充実を図る。	B	保健福祉課
延長保育事業	開所時間を超える保育の実施について継続するとともに、その充実を図る。	B	保健福祉課
一時保育事業	保護者の冠婚葬祭、傷病等の緊急時に一時的に行う保育事業の拡充を図る。	B	保健福祉課
障害児保育事業	健常児とともに集団保育が可能な障害児の保育の拡充を図る。	B	保健福祉課
保育所等整備事業	保育需要に対応するため、地域の状況を勘案して、定員の見直しや保育施設の整備を検討する。また、老朽化した保育所等の移転、改築を計画的に進め、保育環境の整備に努める。	B	保健福祉課
世代間交流事業	老人ホームの訪問等によるふれあい交流など異年齢間の交流を推進する。	B	保健福祉課
幼保連携促進	施設の共用化、子育て支援事業の連携、合同研修の開催など、地域の実情や需要に応じた連携の促進を図る。	C	保健福祉課

※A=目標達成、B=目標に向かって推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施、F=評価できず、を意味しています。

推進施策3 幼稚園における支援の充実 〈関連する課題①、⑤〉

○幼児教育センターとして子育てにおける支援の推進を図るとともに、人材確保や施設を整備し機能の充実を図り効果的な運営に努め、幼児教育に関しての質の向上、実施事業についても再検討し、就学前教育から小学校教育へ円滑に移行できるように、関係機関、幼稚園、小学校との連携を強化していきます。

○未就学園児を含めた親子が気軽に遊び、ふれあい、子育てに関する情報を交換する子育てサロンを継続して実施し、家庭の悩みの相談に応じるなど、子育てを支援する活動の促進に努めます。

○九曜塾事業において、生涯学習アカデミーとの交流事業を通して、異年齢間の交流を推進していきます。

主要な取組	実施内容	2期評価	主な所管課
幼児教育センターの機能の充実	就学前教育を担う幼稚園の振興を図り、地域における幼児教育センターとしての機能の充実を図る。	D	教育委員会

幼稚園における子育て支援活動事業	未就園児の親子登園、子育てサークルの支援、子育てに関する相談や情報提供を促進する。	C	保健福祉課
世代間交流事業	九曜塾など異年齢間の交流を推進する。	C	教育委員会
幼保連携促進	施設の共用化、子育て支援事業の連携、合同研修の開催など、地域の実情や需要に応じた連携の促進を図る。	C	保健福祉課

※A=目標達成、B=目標に向かって推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施、F=評価できず、を意味しています。

推進施策4 子育て支援のネットワークづくり 〈関連する課題②、④〉

- 子育て支援の基盤となる相談・支援のサービスを整備するとともに、地域子育て支援センター、子育てサークル、保健センター、かかりつけ医、かかりつけ歯科医及び子育てボランティア等の社会資源の活用を図り、身近な小地域で日常的な子育てを支援する体制の充実に努めます。
- 子育て関連の情報を交換する子育てサークル等の活動の場づくりを進めるとともに、子育てサークル相互の交流やネットワークの形成を促進し、子育て中の母親等の子育て不安の解消が図られるよう努めます。
- 子育てサービス等情報をホームページに掲載し、よりきめ細やかな子育て支援に関する情報を提供します。

主要な取組	実施内容	2期評価	主な所管課
子育てサークル等支援	子育てサークルなどの活動の場づくりを進め、サークル相互の交流やネットワークづくりを推進する。	D	保健福祉課
ホームページ開設事業	子育てサービス等の状況について、インターネット・ホームページ開設による情報提供を行う。	C	保健福祉課

※A=目標達成、B=目標に向かって推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施、F=評価できず、を意味しています。

推進施策5 児童の健全育成 〈関連する課題③〉

- 子どもが喜びを感じられる機会、達成感を感じられる地域活動の創出を行います。また、次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、学校・家庭・地域が一体となって学校教育や社会教育に取り組んでいきます。
- 子育て経験者、高齢者、ボランティア、関係機関・団体相互の連携強化や研修会等の実施による指導者の資質の向上、民生児童委員・主任児童委員の活動を強化し、地域での子育て支援の充実に努めます。
- 芸術や文化の鑑賞、地域行事への参加、スポーツクラブ等に対して、校庭や体育館の開放を引き続き行い、子どもたちの継続的なスポーツ交流活動等の活発化を推進します。

主要な取組	実施内容	2期評価	主な所管課
地域子ども教室推進事業（子どもの居場所づくり）	「放課後子ども教室事業」として、戸田・山根・長興寺・江刺家小学校の空き教室を利用して各放課後子ども教室を実施する。	C	教育委員会
高校生による地域子ども読書会	童話の読み聞かせや紙芝居等を通じて、子どもたちの情操を培うとともに小学生と高校生の交流を図る。	C	教育委員会
民生児童委員活動事業	民生児童委員・主任児童委員による子どもや家庭に対する相談、援助活動の充実を図る。	B	保健福祉課
ふれあい交流	料理教室などでふれあい交流する機会の促進を図る。	D	教育委員会
スポーツ少年団支援	スポーツを通じて個々の可能性や集団の中での積極性を養うため、スポーツ少年団での活動を奨励する。	C	教育委員会
芸術・文化活動支援	子どもや青少年に優れた芸術や文化の鑑賞機会の拡充を図る。	C	教育委員会
学校施設開放事業	放課後や休日等における体育館、運動場等の学校施設の開放を行う。	C	教育委員会

※A＝目標達成、B＝目標に向かって推進、C＝現状維持、D＝停滞、E＝事業未実施、F＝評価できず、を意味しています。

推進施策6 経済的負担の軽減

（1）幼児教育・保育の無償化 〈関連する課題①〉

○本村では国の保育料の基準に対して軽減策を講じてきており、令和元年10月からは、子育て世帯の経済的負担軽減を目的とした幼児教育・保育の無償化が始まりました。これに伴い本村でも以下の無償化を実施することとします。

- ・全年齢の保育料は無料とします。
- ・3歳児以上の副食費を無料とします。

（2）放課後児童保育の保育料 〈関連する課題③〉

○児童クラブの保育料は、村の状況を勘案しながら保護者の負担過重とならないような料金体系とするよう努めます。

（3）手当等の給付 〈関連する課題②、⑤〉

① 児童手当給付事業

- ・高校生年代までの児童を対象に支給される児童手当給付制度を住民への周知に努めるとともに、支給要件の緩和や支給額の増額等について、国、県に要望してまいります。

② 児童扶養手当・特別児童扶養手当給付事業

- ・18歳未満の児童を扶養している母子家庭や20歳未満の心身障害者を養育している保護者に対し、情報の提供に努めます。

③ 乳幼児・妊産婦及び重度心身障害者医療費給付事業

- ・乳幼児・妊産婦及び重度心身障害者医療費の利用者負担部分の助成を引き続き行います。
また、就学前児童と併せて小学6年生以下の児童に対する医療費の利用者負担部分についても引き続き助成してまいります。

④ 母子家庭医療費給付事業

- ・18歳未満の児童を扶養している母子家庭に対し、医療費の利用者負担部分の助成に引き続き努めます。

⑤ 九戸村未来結び・すくすく赤ちゃん祝い金の交付

- ◆未来結び祝い金は、村に居住し婚姻して、住所を有する者に引き続き交付に努めます。
- ◆すくすく赤ちゃん祝い金は、村に居住し、第3子以降を出産した者に引き続き交付に努めます。

主要な取組	実施内容	2期評価	主な所管課
幼児教育・保育の無償化	全年齢の保育料並びに、3歳児以上の副食費を無償化し、保護者の負担軽減を図る。	A	保健福祉課
児童手当給付事業	児童を養育している家庭の生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上のため児童手当を支給する。	A	保健福祉課
児童扶養手当支給事業	父と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給する。	A	保健福祉課
妊産婦・乳幼児及び母子家庭医療費助成事業	妊産婦、乳幼児、小学生及び母子家庭の医療費の負担を軽減するため、医療給付制度を継続実施し、医療費支援に努める。	A	税務住民課

※A=目標達成、B=目標に向かって推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施、F=評価できず、を意味しています。

推進施策7 資金貸付事業 〈関連する課題②、⑤〉

(1) 母子福祉資金

- 県の制度で、母子家庭の児童が就学や修業に要する資金について貸付を実施し支援していますので、この制度の周知に努めます。

(2) 育英奨学金、資金貸与

- 経済的理由により修学が困難な者に対しての貸付制度の周知に努め、学生・生徒の学習や進学意欲を手助けするために引き続き貸与に努めます。

主要な取組	実施内容	2期評価	主な所管課
奨学金貸付事業	高校生及び大学生への奨学金貸付人数の拡充を図り、保護者の負担軽減に努める。	A	教育委員会

※A=目標達成、B=目標に向かって推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施、F=評価できず、を意味しています。

施策目標 2 母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進

推進施策 1 子どもや母親の健康の確保 〈関連する課題②、⑤〉

- 結婚前からの母性教育、妊娠から分娩、新生児期及び幼児期までの健康教育、健康相談、健康診査、療育指導など一貫した保健サービスを体系的に提供するとともに、家庭と保健・福祉・医療・教育機関との連携を図り、きめ細かな母子保健の充実に努めます。
- 生活習慣病予防のための小児肥満対策、妊婦から乳幼児までの歯科保健対策充実のための妊婦、幼児歯科健康診査を実施していきます。
- 子どもを安心して出産し育てることができるよう、妊娠初期から保健指導が受けられ、高齢出産等の場合においても安心して出産、育児ができるよう医療機関と連携し、母子健康管理の充実に努めます。
- 子どもの心の安らかな発達の促進と両親の育児不安・ストレスの軽減を図り、両親が子育てを楽しめるよう、親子関係、親子の心の問題に対応できる育児支援体制の整備を推進するとともに、新生児訪問により、体調、育児に不安がある母親の育児等を支援する制度の充実に努めます。
- 疾患の早期発見、早期療育、保健指導に加え、多様化する母子保健の対応や適切な子育て支援の充実に努めるため、保健師等の人材の確保とともに、保健師・栄養士の研修機会を拡充し、資質の向上に努めていきます。

主要な取組	実施内容	2期評価	主な所管課
健康相談事業	健やかに子どもを産み育てるため地域住民の自主的な活動や育児不安を持つ母親などへの相談指導を推進する。	A	保健福祉課
産婦相談	産後の健康状態の把握、家族の計画指導を実施する。	A	保健福祉課
妊産婦訪問指導	育児不安を持つ母親などへの訪問相談を推進する。	A	保健福祉課
乳幼児訪問指導	乳幼児の発育及び保育状況を把握、育児支援をする。	A	保健福祉課
健康診査事業	3歳児までの集団健康診査の実施を充実させる。	A	保健福祉課
健診事後指導事業	集団健診等において発達に遅れが見られ経過観察となった子どもを対象に、健やかな発達を促すため、発達相談を実施する。	A	保健福祉課
健康教育事業	ぼっかぼか教室 遊びの広場	A	保健福祉課
予防接種事業	予防に重点をおいた子どもの健康づくりとして、集団、個別接種の高接種率の維持と未接種者の接種に努める。	B	保健福祉課

※A＝目標達成、B＝目標に向かって推進、C＝現状維持、D＝停滞、E＝事業未実施、F＝評価できず、を意味しています。

推進施策2 食育の推進 〈関連する課題②〉

- 朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせ症に見られるような心と身体の問題が子どもたちに生じていることから、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の理解と定着に努めます。
- 食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、保健、教育など関係機関と連携して、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくり等の体験活動や子どもの参加の取組みを推進します。

主要な取組	実施内容	2期評価	主な所管課
母子栄養管理事業	妊産婦や乳幼児の正しい食生活の普及を図るため、妊産婦等を対象とした食に対する学習の機会や情報の提供に努める。	B	保健福祉課

※A=目標達成、B=目標に向かって推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施、F=評価できず、を意味しています。

推進施策3 思春期保健対策の充実 〈関連する課題②〉

- 健康問題の多様化に伴い、家庭や学校保健と連携を図り、健康に対する基礎的・基本的な知識を理解させる健康教育の充実に努めます。
- 児童生徒に対する健康診査や生活習慣病の予防のための検診を実施し、生活習慣の改善を推進します。
- 高校生ふれあい体験事業に関しては、高校からの要望がなくなりましたが、必要に応じて実施を検討していきます。

主要な取組	実施内容	2期評価	主な所管課
高校生ふれあい体験 悩み事相談	乳児健診時に乳児親子とのふれあい、交流を通して子育てへの関心を持たせ、生命の尊さを学び、母性、父性の育成を図る。	F	保健福祉課

※A=目標達成、B=目標に向かって推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施、F=評価できず、を意味しています。

推進施策4 小児医療の充実 〈関連する課題②〉

- 村単独で小児科医の確保は困難であるが、広域的な地域の病院保健所等との連携を図り、小児救急医療の取組みを促進し、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる小児医療体制の整備に努めます。

主要な取組	実施内容	2期評価	主な所管課
小児緊急医療における近隣市町、関係機関との連携	村単独で小児科医の確保は困難である。広域的な地域の病院保健所等との連携を図り対応していく。	A	保健福祉課

※A=目標達成、B=目標に向かって推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施、F=評価できず、を意味しています。

施策目標 3 職業生活と家庭生活との両立の推進

推進施策 1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

〈関連する課題③〉

- 事業所における育児・介護休業制度の普及と活用しやすい職場環境づくりを関係機関と連携して促進します。
- 女性就業者の妊娠中及び出産後の適切な健康管理が図られるよう、事業所に対し、母性尊重と母性健康管理の必要性について周知するとともに、必要に応じて健康診査や医療が受けられるよう時間の確保について村内事業所及び労働基準監督署などの関係機関と連携して啓発に努めます。

主要な取組	実施内容	2期評価	主な所管課
育児休業制度等普及啓発	事業所における育児休業制度の一層の普及を促進するため、啓発に努める。	B	保健福祉課

※A＝目標達成、B＝目標に向かって推進、C＝現状維持、D＝停滞、E＝事業未実施、F＝評価できず、を意味しています。

推進施策 2 仕事と子育ての両立の推進 〈関連する課題⑤〉

- 仕事と子育ての両立が可能となるよう、育児休業取得者、育児を行う就業者に対する育児支援等の各種制度の情報提供を行います。

主要な取組	実施内容	2期評価	主な所管課
育児支援等各種情報提供	育児休業取得者、育児を行う就業者に対する育児支援等の各種制度の情報提供に努める。	B	保健福祉課

※A＝目標達成、B＝目標に向かって推進、C＝現状維持、D＝停滞、E＝事業未実施、F＝評価できず、を意味しています。

施策目標 4 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

推進施策 1 次代の親の育成 〈関連する課題⑤〉

- 男女の固定的な役割分担意識を是正し、仕事と家事や子育てを両立し、いきいきと子どもを育む親の意識醸成を促進するため、地域や家庭、職場、学校教育等を通じ、男女平等意識や男女共同参画意識の普及定着を図るとともに、家事、育児等の知識・技術の習得など、多様な学習機会の提供を推進します。
- 少子化問題についての意識啓発や情報提供により子育てに関する知識の習得を促進し、少子化問題についての理解を深めるとともに、子育てを夫婦や家庭のみの問題とせず、社会全体で支援する気運の醸成に努めます。
- 中・高校生等が、子供を生み育てることの意義を理解し、いのちや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育所、幼稚園、児童館及び乳幼児健診等の場を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げるための取組みを推進します。

主要な取組	実施内容	2期評価	主な所管課
少子化意識啓発	広報等による意識啓発や情報提供を行う。	B	保健福祉課
ふれあい体験	小中高生を対象に、乳幼児にふれあう機会を与え、生命の尊さを学び、母性、父性の育成を図る。	B	保健福祉課

※A＝目標達成、B＝目標に向かって推進、C＝現状維持、D＝停滞、E＝事業未実施、F＝評価できず、を意味しています。

推進施策 2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境整備

〈関連する課題③〉

- 児童自らが課題意識を持ち、課題の解決や探求活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の在り方、生き方を考えることができるよう、総合的学習教育を推進します。
- 土曜学習の一環として「九曜塾」事業を継続して実施する他、植物栽培を通し、生命の尊重、自然環境への意識向上を図り、生きる力と豊かな心を育成します。
- 校内諸活動、福祉施設訪問体験、児童会ボランティア活動を通じて、地域の繋がりの大切さや社会貢献を行う意識を育成します。

主要な取組	実施内容	2期評価	主な所管課
総合的学習取組支援	性別にとらわれることなく、各々の個性を尊重し、その能力を伸ばす教育を行う。	A	教育委員会
体験学習推進	完全学校週5日制への対応として、九曜塾、児童生徒の生活体験、社会体験、自然体験等、体験活動を推進する。	C	教育委員会
情報教育推進	小・中学校において、情報通信の機能や仕組みを利用できる能力を身につけさせる情報教育の充実を図る。	A	教育委員会

情操教育推進	幼稚園、小中学校において、動物の飼育や植物の栽培を通じて豊かな心をはぐくむ教育を推進する。	A	教育委員会
ボランティア活動推進	資源回収や清掃活動などのボランティア活動を推進する。	A	教育委員会

※A＝目標達成、B＝目標に向かって推進、C＝現状維持、D＝停滞、E＝事業未実施、F＝評価できず、を意味しています。

推進施策3 家庭や地域の教育力の向上 〈関連する課題②、③、④〉

- 家庭の教育力の向上を図るため、子育てに関する情報提供や、親同士の交流を図る機会、学習機会の提供に努めます。
- 子どもたちの思いやりの心、豊かな感性、自ら主体的にものごとに取り組むことのできる「生きる力」を育むため、恵まれた自然の中での自然体験活動、地域における生活体験や豊富な社会体験、また、異年齢集団での多彩な交流活動の場を継続的に提供するなど、子どもたちの学習機会の充実と親子の交流の場の提供に努めます。
- 中学生に対して、青少年海外派遣事業を通じて英語や国際交流の体験の場を提供します。
今後も毎年度継続して開催するよう努めます。

主要な取組	実施内容	2期評価	主な所管課
家庭教育支援	小中学校等において、家庭教育学級や幼児を持つ親の学級などにより、子育ての学習機会や情報提供のほか、相談や親子の交流等を実施し、家庭教育の推進を図る。	C	教育委員会
青少年体験学習事業	小中学生に、野外活動や郷土学習、交流など体験活動の機会を提供する。	C	教育委員会

※A＝目標達成、B＝目標に向かって推進、C＝現状維持、D＝停滞、E＝事業未実施、F＝評価できず、を意味しています。

推進施策4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進 〈関連する課題該当なし〉

- 関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力して、関係業界に対する自主的措置を働きかけていきます。

主要な取組	実施内容	2期評価	主な所管課
地域安全活動啓発事業	防犯協会等と連携して、地域安全防犯活動について、広報啓発活動を行う。	C	総務課
地域安全パトロール	地域安全推進員が防犯パトロールを行う。	C	総務課

※A＝目標達成、B＝目標に向かって推進、C＝現状維持、D＝停滞、E＝事業未実施、F＝評価できず、を意味しています。

施策目標 5 要保護児童への対応などきめ細やかな取組みの推進

推進施策 1 児童虐待防止対策の充実

(1) 要保護児童対策ネットワーク化 〈関連する課題②〉

- 年々児童虐待件数も増加傾向にあることから、要保護児童対策協議会での関係機関との情報の共有化、連携を図り、児童虐待の未然防止、早期発見に努めます。
- 保護者の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するため、虐待防止月間での広報活動や必要な指導及び援助のための相談体制の充実を図り、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進します。

(2) 児童相談所の設置 〈関連する課題②〉

- 児童虐待の早期発見のため、児童相談窓口を設置し、児童虐待の未然防止を図っていきます。

主要な取組	実施内容	2期評価	主な所管課
要保護児童対策地域協議会設置	児童虐待防止の充実と関係者ネットワーク化及び協議会の設置により、相談支援活動の拡充を図り、児童虐待の未然防止に努める。	A	保健福祉課
家庭児童相談窓口の設置	地域に密着した相談の充実を図るとともに、要保護児童に関する通告義務についての広報・啓発に努める。また、いじめや不登校など、家庭の児童養育に関する相談への指導・援助の充実を図り、児童の自主性、社会性の支援に努める。	B	保健福祉課

※A=目標達成、B=目標に向かって推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施、F=評価できず、を意味しています。

推進施策 2 母子家庭等の自立支援の推進 〈関連する課題②、⑤〉

- 母子家庭、父子家庭等ひとり親家庭の生活安定のため、社会的・経済的なきめ細かな自立支援を実施します。
- 母子家庭等に対する相談体制の充実を図り、施策や取組みについての情報提供を推進します。

主要な取組	実施内容	2期評価	主な所管課
要保護児童対策地域協議会設置	児童虐待防止の充実と関係者会議の設置により、相談支援活動の拡充を図り、児童虐待の未然防止に努める。	A	保健福祉課

家庭児童相談窓口の設置	地域に密着した相談の充実を図るとともに、要保護児童に関する通告義務についての広報・啓発に努める。また、いじめや不登校など、家庭の児童養育に関する相談への指導・援助の充実を図り、児童の自主性、社会性の支援に努める。	B	保健福祉課
-------------	--	---	-------

※A=目標達成、B=目標に向かって推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施、F=評価できず、を意味しています。

推進施策3 障害児療育事業の充実 〈関連する課題②〉

○精神・運動発達等に障がいを起こす恐れのある乳幼児を早期に発見して適切な指導をするとともに、医療費を給付します。また、早期からの教育相談や就学指導の充実を図ります。

主要な取組	実施内容	2期評価	主な所管課
療育相談事業	発達の遅れや障がいのある子どもの療育相談に対応するとともに、療育指導及び保護者の精神的ケア等に努める。	A	保健福祉課

※A=目標達成、B=目標に向かって推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施、F=評価できず、を意味しています。

施策目標 6 子育てを支援する生活環境の整備

推進施策 1 良質な住宅の確保 <関連する課題該当なし>

○若者定住促進住宅の整備等を推進し、子育てしやすい環境づくりに努めます。

主要な取組	実施内容	2期評価	主な所管課
公営住宅建設事業	良質な公営住宅の整備を推進する。	A	村づくり推進課

※A=目標達成、B=目標に向かって推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施、F=評価できず、を意味しています。

推進施策 2 安全な道路交通環境の整備 <関連する課題該当なし>

○子どもや子ども連れの親等にも配慮した交通安全施設の整備を促進するとともに、子どもの交通事故防止についての広報・啓発活動を推進します。

主要な取組	実施内容	2期評価	主な所管課
交通安全啓発事業	交通安全教室、街頭指導、交通安全パレードなど交通事故防止についての広報・啓発活動を行う。	A	総務課
交通安全施設等総点検	交通事故を防止し、安全、円滑、快適な交通環境の確保を図るため、改善要望のある箇所での点検を行う。	A	総務課

※A=目標達成、B=目標に向かって推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施、F=評価できず、を意味しています。

推進施策 3 安心して外出できる環境の整備 <関連する課題該当なし>

- 妊産婦や乳幼児連れの親等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化に努めます。
- 公共施設や民間施設を問わず、不特定多数の人が利用する施設への授乳コーナー等の設置に取り組めます。

主要な取組	実施内容	2期評価	主な所管課
授乳コーナー等設置の推進	公共施設や民間施設を問わず、不特定多数の人が利用する施設への授乳コーナー等の設置の推進を図る。	B	保健福祉課

※A=目標達成、B=目標に向かって推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施、F=評価できず、を意味しています。

推進施策4 安全・安心まちづくりの推進 〈関連する課題該当なし〉

- 通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備に努めます。
- 地域安全推進員等による防犯パトロールの実施や、児童遊園等の遊具を定期的に点検し、子どもや子ども連れの親等にも配慮した安全・安心なまちづくりを推進します。
- 道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所並びに共同住宅の構造・設備の改善、防犯設備の整備の推進及びこれらの必要性に関する広報・啓発活動を推進します。

主要な取組	実施内容	2期評価	主な所管課
地域安全活動啓発事業	防犯協会等と連携して、地域安全防犯活動について、広報啓発活動を行う。	C	総務課
地域安全パトロール	地域安全推進員が防犯パトロールを行う。	C	総務課
児童遊園等の遊具点検	児童遊園等の遊具を定期的に行う。	A	村づくり推進課

※A=目標達成、B=目標に向かって推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施、F=評価できず、を意味しています。

施策目標 7 子ども等の安全の確保

推進施策 1 子ども交通安全を確保するための活動の推進

〈関連する課題該当なし〉

○2019（令和元）年6月18日に未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策が関係閣僚会議決定し、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の安全確保や、地域ぐるみで子どもを見守るための対策等が求められていることから、子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校等関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。

主要な取組	実施内容	2期評価	主な所管課
交通安全啓発事業	日常生活において交通安全に必要な基本的技術及び知識を習得させるため、講習会などによる交通安全教育を推進する。	C	総務課

※A＝目標達成、B＝目標に向かって推進、C＝現状維持、D＝停滞、E＝事業未実施、F＝評価できず、を意味しています。

推進施策 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

〈関連する課題該当なし〉

○警察、学校、児童福祉施設等の管理者、地域住民、保護者などが連携し、公園や通学路等への防犯灯の整備や子どもに対する犯罪の発生状況、犯罪が頻発している場所や、地域において安全を確保するために必要な情報の共有化を推進します。

○子ども達を対象とした防犯指導の推進や、地域安全推進員等による防犯パトロールを実施します。

主要な取組	実施内容	2期評価	主な所管課
地域安全活動啓発事業	通学路や公園等における防犯灯の整備を推進する。	C	総務課
地域安全パトロール	地域安全推進員が防犯パトロールを行う。	C	総務課

※A＝目標達成、B＝目標に向かって推進、C＝現状維持、D＝停滞、E＝事業未実施、F＝評価できず、を意味しています。

推進施策 3 被害に遭った子どもの保護の推進

〈関連する課題該当なし〉

○犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた児童の精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校や関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。その際、児童相談所、保健所の機能を活用し、子どもやその家族に対する総合的な援助を行います。

主要な取組	実施内容	2期 評価	主な所管課
継続的支援活動事業	各種相談員により、家庭及び学校等の関係機関と連携して、被害を受けた子どもに対し、継続的支援活動を効果的に行う。	B	保健福祉課

※A=目標達成、B=目標に向かって推進、C=現状維持、D=停滞、E=事業未実施、F=評価できず、を意味しています。

第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

本村の子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な推進を図るため、以下の観点を踏まえながら取組みを進めます。

1 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、村民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、県や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

(1) 行政の役割

本村は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

(2) 家庭の役割

保護者には、子育てについての第一義的責任があり、家庭は子どもの人格形成、基本的な生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っています。この考えに基づき、子どもとのスキンシップを深め、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう、家族が協力して子育てを進めること努めることが重要です。

また、村民一人ひとりが地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

(3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

(4) 企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

(5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や村民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

2 計画の推進に向けた3つの連携

(1) 市町村内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組みを進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

(2) 近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施に関しては、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組みを推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村

に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

(3) 国・県との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度では、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付及び幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本村の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・県との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

3 計画の達成状況の点検・評価

本村では、住民生活課が中心となって、毎年度進捗状況を把握・点検し、「九戸村子ども・子育て支援会議」において、その内容について評価を行ってきました。

また、本計画の記載内容である教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」については、国の制度や社会状況の変化によって大きく変動することも起こりうることから、必要に応じて見直しを行うこととします。

資料編

資料編

1 幼児教育・保育の無償化について

幼児教育や保育を無償化する改正子ども・子育て支援法が、2019（令和元）年5月10日に可決・成立し、2019（令和元）年10月1日から全面的に実施となりました。

（1）幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯

2014（平成26）年度～	毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
2017（平成29）年12月8日	「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）
2018（平成30）年5月31日	「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討報告書」（とりまとめ）
2018（平成30）年6月15日	「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）
2018（平成30）年10月15日	国と地方の協議の場（法定）
2018（平成30）年11月21日	教育の無償化に関する国と地方の協議
2018（平成30）年12月3日	教育の無償化に関する国と地方の協議
2018（平成30）年12月17日	国と地方の協議の場（法定）
2018（平成30）年12月25日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第1回目）
2018（平成30）年12月28日	「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（関係閣僚合意）
2019（平成31）年2月14日	幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第2回目）
2019（令和元）年5月10日	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立
2019（令和元）年5月31日	幼児教育・保育の無償化に関する政令・内閣府令の公布
2019（令和元）年10月1日	幼児教育・保育の無償化施行

（2）幼児教育・保育の無償化の趣旨

少子高齢化という国難に正面から取り組むため、2019（令和元）年10月からの消費税率の引上げによる財源を活用し、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入し、お年寄りも若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換します。

20代や30代の若い世代が理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最大の理由となっており、幼児教育の無償化をはじめとする負担軽減措置を講じることは、重要な少子化対策の1つであります。また、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要です。

このような背景を踏まえ、これまで、段階的に推進してきた取組みを一気に加速し、現行の子ども・子育て支援新制度の幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化するとともに、新制度の対象とはならない幼稚園、認可外保育施設等の利用者への給付制度を創設、就学前の障がい児の発達支援についても、併せて無償化を進めるものです。

(3) 無償化の対象者・対象範囲等

① 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育
(標準的な保育料)の利用料を無償化

※子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、上限月額2.57万円(注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円)まで無償化。

※開始年齢：原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化。

※保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。

3～5歳は施設による徴収を基本とする。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充(年収360万円未満相当世帯)。

- 0～2歳：上記施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

② 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

※保育の必要性の認定：2号認定または2号認定と同等の認定(無償化給付のために新たに法制化)。

※預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業(幼稚園型)と同様の基準を満たすよう指導・監督。

③ 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額(3.7万円)までの利用料を無償化

※認可保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象。

※上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象。

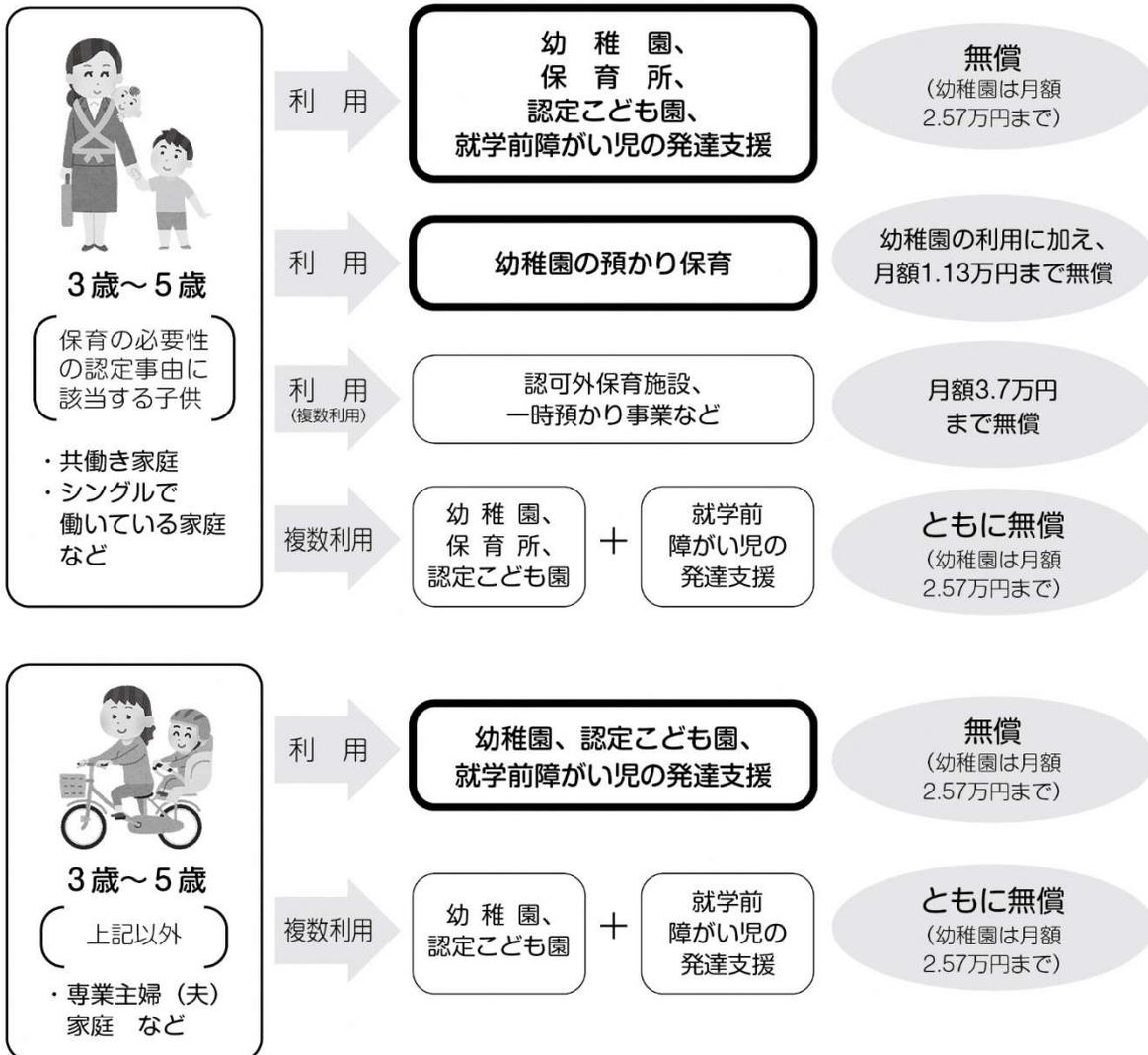
※都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定。

- 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

④ 就学前の障がい児の発達支援

- 就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもたちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

■ 幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ



2 九戸村子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、九戸村子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、村長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査及び審議するとともに村長に意見を述べるものとする。

- (1) 教育・保育施設に関する事項
- (2) 地域型保育事業に関する事項
- (3) 九戸村子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事項
- (5) その他村長が必要と認める事項

(組織等)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する関係団体を代表する者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 公募による者
- (5) その他村長が必要と認める者

2 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子育て会議の庶務は、住民生活課地域福祉班において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、最初に委嘱される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成28年3月31日までとする。
- 3 この条例による最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、村長が招集する。

附 則(令和3年条例第4号)

この附則は、令和3年4月1日から施行する



九戸村 第三期子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和7年3月

発行者 九戸村 住民生活課

住 所 〒028-6502 岩手県九戸郡九戸村大字伊保内10-11-6

TEL 0195-42-2111 (代) FAX 0195-42-3120

